

● 風土性横痃ニ就テ

(Deutsch. Archiv f. klin. Med., 1899, Bd. 64.)

ハ、シヨヨイベ、B. Scheube 氏ハ普通ノ原因(生殖器病、外傷)ノ證明スベキ者ナクシテ鼠蹊腺ノ炎症ヲ來ス症ヲ「風土性」横痃 (Klimatische Bubonen) ト名ケ報告シテ曰ク「りてらつー」ルニ徴スルニ此疾患ハ廣大ナル地理的蔓延區域ヲ有スル者ニシテ歐洲ニ於テモ之ヲ見レド其主ナル蔓延區域ハ東亞弗利加、マダガスカル、東印度、スマトラ及西印度ニシテ著者ハ嘗テ日本京都ニ於テモ本症ヲ實驗セルコト十六例以上ニ達シタリト云ヒ本病ハ尙知ラレザル一種ノ發病物或ハ催炎物ニ基因スルモノニシテ該物ハ必ズ風土ニ關係ヲ有スル者ナラムト論定セリ

● 按摩法ニ依ル慢性淋疾ノ合理的療法

(Therapeutische Monatshefte, 14. Jahrgang, Heft 8, 1900).

ドクトル、エフ、ゲ、ムエラウ F. G. Mohlan 氏ハ本題ニ就テ報告セル要領次ノ如シ

淋毒性慢性尿道炎ナル者ハ極メテ頑固難治ノ疾患ノ一ニシテ老鍊専門ノ治療家モ常ニ其治法ニ苦ム所ナルガ余ハ自家ノ創意ニ出デタル一新療法ニ由テ佳良ノ成績ヲ得タルヲ以テ今其概要ヲ報告セン即チ余ノ治療セル患者數ハ百二十名許ニシテ何レモ皆通知セラレタル種々ノ療法ヲ受ケタル者ナリシガ余ノ療法ニ由テ治癒セリ而シテ余ノ所謂療法ハ甚ダ簡單ナルヲ以テ施行シ易キ者ナリ其法始メ只殺菌水ヲ用井テ尿道ヲ洗滌シ(蓋シ淋疾球菌ニシテ稍々深部ノ組織内ニ進入スルキハ藥物的洗滌ハ効少ナキノミナラズ又實ニ無効ニ屬シ加之ナラズ藥液ニシテ黴菌ヲ撲滅スルニ足ルノ力アルキハ却テ粘膜ヲ刺戟シ其炎症ヲ増進スルヲ以テ余ハ近時慢性症ニハ專ラ殺菌水ヲ稱用ス)次テ尿道ヲバ可及的攝護腺ニ至ルマテ拇指ト二指トノ間ニ挾ミ患者ノ堪ヘ得ル限り之ヲ壓迫シテ尿道口ニ向テ牽引スルヲ二乃至四回ニ至ルキハ少カラザル分泌物ヲ尿道ヨリ排出セシムルヲ得ルナリ次テ膀胱及尿道内ニ煮沸シタル微温湯一乃至二「リ」アルヲ灌注シタル後容易ニ尿道ニ通シ得ベキ中等大ノ金屬ぶーじヲ之ニ送入シ又灌注前ト同一ノ方法ヲ施シぶーじニ徹去ノ後更ニ殺菌水ニテ尿道ヲ洗滌ス斯ノ如クスルキハ最初二三日間ハ炎症増悪スルヲ多カリシモ次テ速カニ治癒ニ向ヒ三周日ノ後ニハ顯微鏡検査上ニ於テモ毫モ炎性產物ヲ證明スルコト能ハス只高度ノ狹窄症ト膀胱炎ヲ有シタル二患者ノ外ハ皆全治セリト而シテ氏ハ慢性淋疾ニ於テハ必ス攝護腺ノ按摩法ヲモ兼用セリト云フ

## ●肺結核ノ「イガゾール」療法

(Therap. Monatshefte, 14. Jahrgang, Heft 8, 1900).

ウ#ンチェンソ、チエルウ#ロ Vincenzo Cervello 氏ハ近時稱用セラル、「イガゾール」(Igazol)ヲ肺癆患者ニ用井良効ヲ得タリトテ其成績ヲ報告セリ氏ノ治療セル患ハ五十五名ニシテ其中全治セル者十五名、半治セル者十四名、稍輕快セル者十名、増悪セル者五名、死亡者十名ナリ而シテ氏ノ「全治」ト稱セルハ熱、咳嗽及盜汗全然消退シ且毫モ咯痰ナク之レ有ルモ只少量ノ單純粘液ニシテ精密ノ診査ヲ行フモ毫モ肺ニ障礙ヲ認メズ又輕度ノ氣管枝加答兒ヲモ證明スルコト無ク且ツ治後久シキヲ經タルモ咯痰中毫モ結核菌ヲ存セザル者ニシテ此全治者十五名中五名ハ初期ヨリ治療ヲ施シタルモ一名ハ稍々重症、七名ハ重症、二名ハ甚ダ重症ナリシト而シテ此患者ノ體温ハ吸入療法ヲ始メシト六名ハ尋常、六名ハ三七、五度ヨリ三八、五度ノ間、三名ハ三八、五度ヨリ三九、五度ノ間ニ在リタリ又半治者十四名中二名ハ初期ヨリ、四名ハ稍々重症、六名ハ重症、二名ハ甚ダ重症ノ時ヨリ入院セシ者ニシテ熱ハ始メ六名ハ尋常、五名ハ三七、五度乃至三八、五度三名ハ三九度乃至四〇度ナリシト又十名ノ輕快者中三名ハ稍々重症、四名ハ重症、三名ハ甚ダ重症ノ患者ニシテ其熱ハ五名ハ尋常、他ノ五名ノ者ニ在テハ三七、五乃至三八、五度ナリシ而シテ前述十五名ノ全治

退院者中二三ノ者ハ再發ヲ來シタレド(是レ恐ク生計困難、不攝生或ハ再傳染等ニ因ルナラム)辛ニシテ皆再ヒ全治セシムルヲ得タリト著者ハ尙附言スラク「イガゾール」ノ吸入療法ハ諸期ノ結核患者ニ施シ得可キモノニシテ之ニ由テ假令全治ヲ得ル丁能ハズトスルモ必スヤ其經過ヲ長カラシメ或ハ一時ノ輕快ヲ得ル者ナルヲ以テ患者ノ生命ヲ延サシムルノ効ハ掩フベカラス且ツ咯痰ハ速カニ減少シ食氣振ヒ全身狀態佳良トナルノ効益アリト

「イガゾール」ヲ始メテ肺結核患者ニ用井タルハ本文著者ナルパレルモノチエルウエロ氏ニシテ氏ハ一千八百九十九年五月二十七日柏林ニ開カレタル結核會議ニ於テ其効績ヲ演述シタリシモ當時尙深ク之ヲ信スル者ナカカリシガ爾後該藥ノ實際肺癆ニ著効アルヲ見聞スルモノ多キニ從ヒ今ハ其効驗ヲ認ムルモノ多キニ至レリ抑モチエルウエロ氏ノ「イガゾール」ナル者ハ「フォルムアルデヒード」ト「トリオキシメチーレン」并ニ或ル沃度體トノ抱合ヨリ成ル所ノ極メテ細微ノ粉末ニシテ其用法ハ一定ノ裝置ニ由リ之ヲ室内ノ空氣中ニ飛散セシメ患者ヲシテ室内ニ在リテ自在ニ之ヲ吸入セシムルニ在リ尙其詳細ナルヲ知ラント欲セバ宜シク Therapeutische Monatshefte, 14. Jahrgang, Heft 6, 1900. ニ登載セル所ヲ觀ルルニシ (抄錄者)

### ●最幼齡者ニ於ケル痔核

(Münch. med. Wochenschr. 1900. No 12.)

ブルウキンケル Buiwinkel 氏ハ報ヲテ曰ク甚ダ稀釋セル牛乳(牛乳一分ニ水二分ヲ加ヘ之ニ少許ノ乳糖ヲ伍シタルモノ)ヲ以テ養育シタリシ一初生兒ニ出產後間モ無ク肛門括約筋ノ外側ニ二個ノ豌豆大ナル粘膜小結節ヲ生ジ其表面ヨリ帶青色ノ靜脈ヲ透見スルヲ得タリシガ便通ハ秘結シ殆ンド常ニ灌腸ヲ施スニアラザレバ通利ヲ見ス大便ハ硬キ小塊トナリテ排泄セラレ小兒ハ日ヲ逐ヒ體重ヲ失ヒタリシカ毎日二回肚腹ニ温油ヲ塗リ大腸ニ沿ヒ按摩術ヲ施シ兼テ牛乳ヲ稍々濃厚(牛乳及水等分ニ少許ノ乳糖ヲ加フ)トナシタリシニ速カニ快復ニ向ヒ爾後大便ハ粥狀トナリテ自然ニ通シ體量増加シ痔核ハ久シカラスシテ消散セリト

### ●淋毒性副睪炎ノ熱湯療法

(Monatsshefte für Prakt. Dermatologie, No 11, 1900).

ドクトル、エル、カウフマン R. Kaufmann 氏ハ先ツ淋毒性副睪炎ニ醋酸礬土水或ハ鉛水ノ効アルヲ説キ尙之ヨリ著効アル者ヲ熱湯ノ濯法ナリト云ヘリ蓋シ氏ハウオシドロ氏ノ助手タリシ頃ヨリウオ氏ノ指導ノ下ニ此療法ヲ實驗セシ者ニシテ此濯法ハ炎症ノ初期ヨリ施シテ効アリト其法綿紗數枚ヲ重チテ之ニ可及的熱キ湯ヲ浸シテ患部ニ貼シ其上ハ廣キ護謨紙ヲ以テ蔽ヒ之ヲ綿花ニテ包ミタル後適恰ノ提翠帶ヲ帶バシムルニ在リ綿紗ハ毎二時新タニ熱湯ニ浸スチ長トス皮膚ノ軟化

八人ノ恐ル、如ク見ル丁罕ニシテ反テ醋酸礬土ヲ用ユルキヨリモ少ナシト云フ而シテ此ウオシド  
ロ氏ノ療法ノ他ノ療法ニ優レル點ハ第一其極メテ低廉ナルト（綿紗モ屢々新タニ交換スルヲ要セ  
ズ）、第二自宅患者ニ施シ易キト、第三炎症ノ全ク消散スル丁迅速且完全ナルニ在リ殊ニ第三ノ點  
ハ此療法ノ主眼トスル所コシテ熱湯療法ヲ以テスルキハ炎症性滲出物ハ初メヨリ吸収セラレ他ノ療  
法ニ於ケルカ如ク後久シク硬結ヲ貽ス丁ナシト云フ

### ●乳兒ノ血管性母斑ニ對スル「イヒチオールコロヂユーム」

(Monatshfte f. prakt. Dermatologie, Bd. 30, No 5).

ウンナ Unna 氏ハ本症ニ於テ十%「イヒチオールコロヂユーム」ヲ毎日二三回局所ニ塗布セシメ  
テ其効ヲ得タリシモ稍長シタル小兒ニハ其効ナキ丁ヲ報告セリ

抄錄者モ嘗テ兩三回同症ニ同ジク十倍乃至五倍ノ「イヒチオトルゴロヂユーム」ヲ用井タル丁有  
レ其果シテ効アリシヤ否未ダ之ヲ確ムルノ機會ニ接シタル丁ナキモ酒醜鼻ノ高度ナラザルモ  
ノニハ屢々本劑ヲ使用シテ著効ヲ見タル丁有リ就中一患者ノ如キハ用藥凡ソ四五十日ニシテ稍  
高度ノ潮紅全ク消散シ毫モ其病痕ヲ留メザリキ

（以上六項 Y S 生抄錄）

## 漫 録

### ● 新入生諸子を迎ふ

壁月高く北水清し、俯せば落桐を乗せ仰げば過雁其影と映す、人生の爽時此時に若くはなし、堂々たる健兒或は東より或は西より各笈を負ふて、我校お集るもの百六十。

諸氏見よ白岳高く聳えて千古動かば、清河濔々ど流れて盡きず。四方皆山一面開けて海水の渺々たるを見る。此壯絶の景と雨日に、或は月夜に眺め、勉めて止まざれば夫れ醫學乃濫輿を極むる事難きにあらざ。史を繙いて按ずるに古英雄多く如斯地に生を受く。我醫界も亦然るべきなり。加ふるに我校の師之博識多才諸氏を導く

お淳々として倦む事なし。諸氏此恩を受くる者、宜しく其志と體して師の意に背かざらんことを茲に双手を擧げて新入生諸氏を迎へ、唯其將來斯くあらん事を祈るのみ。

### ● 卒業生諸君を送る

花を以て装はれたる春景、今や其力を潜めて瘦せんとし、白峰の雪を戴き清霜地を蔽こんどと。恰も此時三十余名の卒業生諸君月桂冠を手にして此地と去らんとす。君等過去に於て互に袖と連ねて臥籠の清を探り兼六の壯を見、春秋を重ぬること茲お數年。生れて今我初て離別の悲戲たるの感を強む。然ど雖も此悲を以て諸君榮譽の時なるを思へば償ふて尙餘あるなり。諸氏の各其目的を異にすべしと雖も皆國家に盡

す所の者也。諸氏皆腕をふるひ盤雪の功と以て得たる獨特の技倆を萬人に示せ。望むらくは醫學の眞味を解して其濫輿を探り、後れたると補ひ各國に雄飛せしめよ。前途遠く其責重且つ大なり。慢とる勿れ、進めよ諸氏、我固より愚ありと雖も今の名譽は惜むべし、大杯を舉げ訶諛以て送る者よあふず。將來の榮譽こそ我の最大榮譽として大に祝せんとせざる者也。

の兩川を見よ。彼等の君等を迎へ且つ送る者なり。

終に臨み君等此本會に盡されたる効の大なる謝し併せて健在ならん事と祈る。愚と吐露したるの罪は我諸氏の意に任せん也。

●舊 知 處

我思ふ我邦は山川の美に富むと稱するも、此北地も若くは無し。此北地は實も是れ金城の主宰する所なり。前田氏と此所に城砦を構へて千古不拔なりき。此地にして能く英豪の士を出だせり我學界に在りても其人を出すべきは深く信じても毫も疑はざる所、切瑳撓まず其志と得るの時再び第二の故郷さる此地に來り白岳を眺め犀淺

枕 流 子

十年客と爲りて夙に故園の花に背き、九回居を移して長く他郷の月を嘯く、今茲閑を得て九地を歴訪す。

(一) 山 村

曾て寒月を引て讀書したる書齋は、依然として

少閑に乗じて我を直ちに舊知の山村へ走れり、

我を迎へたり、曾て玄霜と碎いて狡兔を逐ひし



山徑と、依然として湮滅せざりき、曉に清流に志幾回か蹉跌す、往事と懐ふ每ふ恍として夢の嗽きたる谿川、夕に樹蔭に嘯きし土橋、皆依然若く淡し。

として平和ありき、然れども、曾て烟を吸ふて今此山村静よして太古の如き光景に對して我と寛話しる農夫の今は其鋤を執て耕やすを見せ、竟に依然たる能わざると悲しまむか。

其曾て臂を把て懽語せし莫逆の今は其聲咳だも

(二) 禪寺

耳にするを得せ、曾て幼弟を背負ひて鐘樓の下村に一禪寺あり、禪岳寺といふ、屹として岳半の歌ひし往年の少女は、今は實に愛兒を懐にし深緑の間に聳ゆ、丹碧既に剝落せりと雖も尙はつゝ衣を洗ふを見たり。吁々萬有の依然たり、頗る宏壯、坐るに舊時の壯觀を想はしむ、傳へ人事の遂に依然たる能えず、我亦依然たらざる言ふ古聖曾て杖と此寺に留めしと、數百の石板感懐を抱いて、此依然たる山村の光景に對す。を拾へり古木鬱蔚として晝猶暗き處、一基の石山青く水白き處、獨り巖頂に踞して感興を恣にするのみ。柱人面を壓して立ち百草石罅より生じ、苔は柱を侵して字體辛ふじて讀む可し、刻して曰く、

懐ふ十年前、我父母を亡ひて此落寞たる山中「葦酒禁入山門」と。

孤村に漂泊し、半歳の間、茲に讀書し、茲に散山門固く鎖して側ら一小門の扉半は啓けり、門策せり、後東都に往き、淹留四星霜、孤影孳々を入れは鐘樓の下蒼顏清癯の人の箒を持して起

つを見る、眉雪の如く仙骨稜々あり、近いて之を  
見れば即ち主僧也、余一揖して進む、主僧余

## (三) 舊書齋

が容貌を諦視する良久し、忽ち掌を抵て大笑し  
敢て一語なし、直又余か臂を把つて堂へ入る。  
家は燈城山の麓に在り。老杉屋と擁し案頭溪流  
の歌を聴く、窓を推せば小庭あり、方五間許、  
緑樹翁鬱として涼風一たび到れば翠珠將に滴ら

屋檐低く垂れて堂後の新甍お通せ、巨巖欲て甕  
の如き底より清泉迸出し潺々として聲あり、主  
僧の室は半之此清泉を藏して立つ、廣さ丈方、  
壁間又題して洗心庵と云ふ、曾て我書を主僧に  
學びし處なり。清風の下机上の書を亂抽して讀  
めば、林間の松韻、巖上の泉聲般若を談じ真如  
と弄するかことし。  
斜めに架す、溪流水淺しと雖も尙涓々として夢  
の如き音樂を奏して樹梢の蟬騒に和せり、仰ぎ  
瞻れば燈城の險甍、苔老いて殘壘葛蘿の閉す所  
どかり、坐ろお行客をして旭將軍の當時を偲と

此夜大に雨ふる、主僧茶を煮て禪を談せ、靜裡  
しむ、俯して望めと日野川の急湍、淙々として  
聴來つて天地自然の鳴佩を識るの感あり、此時  
怪巖躍り白波舞ひ、徐ろよ里人をして今庄淨俊  
燈は油燼きて幾回か明滅して終に消たり、尙暗  
の往事を語らしむ。崇高優麗の氣眸を轉せば以  
中に坐して語る、輕寒肌お透りて衣の薄きと覺  
て恣にするよ足れり、若し夫れ白雨一過樹嘯き

水咽ぶ乃時、榻を翠樹の陰に移し一卷の書を繙かば、神澄み氣爽よして、詩情頓ち白雲と共に一塵なき彼蒼の一方に翱翔し去らむとす。吁、我舊書齋、幸に健在にして以て十年放浪の舊知己を迎ふ、亦奇縁ならずとせん哉。

## ● 隨感隨筆 (一)

文味を帯ひたる人を愛す 射 水生

文章は經國の大業不朽の盛事宜なる哉言や夫れ道德仁義の衰廢と興赦一古今の成敗を論し國家の前途を講し字内の人をして靡然我に依しむるものと則ち文の本領なり一片の檄文立處に數十萬の兵を起し數行の文字天下の法となるにあらざや夫れ南宋の文天祥年二十一僅か八時間にして對策の文思滔々長江の下流と決するか如く且

萬餘言恰も泉の如く湧き運筆飛ふか如く固より八時間にして草稿と作るに遑あらそ而て天道人事を論し政を論し勢と論す此の如き一大議論筆峰疎峻如何に蘇張の辯と雖も何ぞ之に當る者そ方今大家よて縱横奔放一氣にして呵成し行雲流水意の至る處亦筆も隨ふ前も古人無く後も來者なく或の筆力沈鬱恠幻百代に雄視し風雨雷霆猛獸奇鬼の如く魂驚き魄動かか如き文と自ら驕る作も彼れ多くの僻句と弄し難字を飾り或は韓柳の文よ或は歐蘇の法を擬摸し筆絢爛華麗艶美と致すと雖も滿腔の感慨を吐露し魏々堂々炳々赫々以て國家の大政を補ふを知らず其文能く韓柳の域歐蘇の壁を察窺するも世を益し民を利するあらず斯の如き僻句難字の文を作る俗物の多し文を作らずとも氣自ら文味を帯ひたる人あき

あらず故み余之筆ろ文を作らずとも氣自ら文味  
を帯ひたる人を愛する所以あり

在都會地此地適文人墨客亦宜矣哉

二上山城 其二

●郷味漫録

有磯浦 其一

射水生

絶壁三千丈巍然聳乎吾郷之西此地神保氏城址而  
三方擁以山谿之險封疆之大威武赫々四隣卒服一  
朝失時機而遂至亡滅矣過雁悲哀之夢耶真耶驚愕

有山焉無水則風境耳有水焉無山亦凡境耳二者之  
相待必矣距吾郷里餘有一山曰二上亦有一水曰有  
磯浦山乃幽翠鬱茂水乃激澗清冷二者風光相映真

昨日之青林爲今日之落葉人生榮枯真如此不特城  
主也今現有一神祠則某氏所建

吾郷之一勝地也若夫烟霧新霽日紫翠欲滴海波湛  
碧白帆明滅水天相接臨于海濱青松數十本燦然與  
白砂相映其高者如蛟龍登天其低者如綠雲繞々沿  
濱而步巖岩數十聳立于海中石皆奇狀或如臥牛橫  
餘波激于岩石而駭珠驚玉泡沫飛而散空其上老松  
鬱蒼石壓松偃蹇松穿石驕凌恰似虎爭肉龍弄玉是  
亦吾郷之一大奇觀也有磯浦真非凡境也盖名勝雖

初春與友人訪梅於東郊羅浮洞歸路  
飲酒樓入夜而歸分韻各賦二絶  
梅莊得韻元 香室居士  
一路輕風春意喧  
逍遙伴友訪東村  
千株梅樹花方發  
香滿羅浮洞裏園

酒樓得韻歌

高樓激灑映春波呼得杯盤醉與多憐殺了髮能遇客

○ 栢 麴 葉

三絃彈出竹枝歌

月前露

過琵琶湖舟中作

何時よりかあぐい契りて白露は

朝過琵琶一葉船滿湖風雨暗雲烟不知八景在何處

のへの草葉ふ月宿すら舞

閑聽櫓聲蓬底眠

影深き磯山下を過ぎ行けば

夜聞憐家治稻

をきお涼けく月之冴けり

南憐治稻夜猶勞相打相春笑語高忽憶西成人意好

述 懷

家々夜大釀新醪

友とせる小菰か花もよもすから

夏期休業中登能登末森山

ふりにし雨に散せろはてぬる

探奥村氏之古城趾

木下 竹外史

海邊雜詠

芙蓉 生

碑臥斜陽亂草深 老狐啼斷暮沈々

山の端に月はいてたりふな人の臚の音たはて謠

英魂一去何邊吊 一角青山自古今

ふ聲さこゆ。

歸路亦同處に杖を引きて螢を見る

釣を罷めて船つみきたる岩陰お海士の子ふたり

夏草のいと、繁りて古塚を

歎乃うたふ。

かすかに照を螢火のかけ

つれ／＼にみかむる空に雲湧きて夕立すらし遠

のうなをら。

調轉じて

潺流の咽ぶが如し

くろ雲のひきくたれたる海原に浪さうまにて龍

微風時に來て

そよぐあれば

天にのぼる。

吟聲絶て

曠野寥然たり

泣露吟

東恨子

暮煙低く引く

秋の野へ

更に血涙を拂て

悲調と改む

金風啾々

梢にさくやく

秋蟲秋蟲

歌ふ所何にぞ

餘暉收て

纖月中天お在り

汝微軀を委と

天地の間

暝雲消にて

閃めく星幾點

生るゝに心なく

死も亦知らず

物思ふ身も

澄渡る秋の空

歌澄みて

清露喉を霑ほし

葉末の露光無く

草徑冷あなり

身軽くして

汝草間に睡る

玉散て碎くれば

秋蟲其聲を慄はず

何ぞ悠々として

又無邪氣なる

曠として迢々

爰も動く悲慘の情

自ら知らせして

能く秘密を語る

情切にして聲細し

秋蟲の吟

語る所と充ず

一年の半ばに

秋蟲秋蟲

歌ふ所何ぞ

冷露凝て

板橋に白き時

汝が墳墓となる

ア、生死分と雖も 我れ汝を憐む

感極て 叢間と探らすとそれば

歌止んで 草葉微かに動きぬ

佇立久ふして 歌遂に再び起らむ

蒼穹を仰で 長嘆恨を放てば

月沈んで 絳河只獨り白し

俳句 ふくろふ

我よく俳句を口にする者よあらず。唯口より出

るを以て十七字詩あてとむるのみ。(節録)

月高く仁王の像のいどさびし

月さえて賊忍び入る夜寒かあ

尖兵の小衝突やあきのつき

~~~~~

雑 録

● 辞令及囑託

第四高等學校教授從六位 山 崎 幹

陞叙高等官四等(九月一日)

第四高等學校教授正七位 佐々木 達

陞叙高等官五等(九月一日)

第四高等學校教授從七位 上田 計二

陞叙高等官六等(九月一日)

第四高等學校教授 小川 勝陳

第四高等學校教授 下平 用彩

五級俸下賜(九月一日)

内務技師 野田 忠廣

御用有之歐洲各國へ被派遣(十月十日)

解剖學副手ヲ命ズ(三月二十日) 神保 正長 ●級長及幹生 本學年よ於ける級長及び幹

依願囑託ヲ解ク(七月卅一日) 囑託 佐藤 法賢 生は左の如く任命せられたり

講師ヲ囑託ス(八月二十一日) 湯目 隆績 醫學科第四年級長 小川 勝陳

中野 玄次 全 第三年級長 下平 用彩

依願囑託ヲ解ク(八月二十二日) 藤岡 勝次 全 第二年級長 上田 計二

雇申付(病理副手)(八月三十一日) 安田藤次郎 全 第一年甲組級長 金子 治郎

講師ヲ囑託ス(九月六日) 陸軍二等軍醫岩田 一 全 第一年乙組級長 末近 義介

田中 正一 藥學科第三年級長 櫻井小平太

三木 三郎 全 第二年級長 高山 基重

小川 爲吉 全 第一年級長 堤 從清

木下 克雄 醫學科第四年級幹生 山碕芳太郎

東 良平 全 神坂 勇治

沖野彌一郎 全 米澤 啓

教務囑託ヲ命ズ(九月二十九日) 醫學科第三級幹生 増田 貞吉

全 土田久三郎



醫學科第三年級幹生

鈴木 重吉 回生理學講師を囑託せられたり

全

都築 熊藏 ●湯目隆績氏 曩に東京地方幼年學校講師たり

醫學科第二年級幹生

小林 孝一 し同氏は今度本校醫學部兼大學豫科獨乙語講師を囑託せられたり氏之十年間獨乙を在學せられたる由なり

全

松田 研吉

全

大沼 明

全

入山 義信 ●神保正長氏 へ去る三月二十日解剖學副手を命せられたり

全

七五三龜吉

醫學科第一年級幹生

末 定 ●安田藤次郎氏 へ去る八月三十一日病理學副手を命せられたり

醫學科第三年級幹生

柏木 敬介

醫學科第二年級幹生

竹俣謙太郎 ●山崎教授 之去月開會せる金澤醫會に於て同會々頭に再選せられたり

醫學科第一年級幹生

中田徳次郎

### ●會員動靜

●村田助教 今般醫學部勤務を解かれ大學豫

員内務省技師醫學士野田忠廣氏は曩に萬醫醫學會へ臨席の爲め佛國巴里へ赴かれたりしが今回更に御用有之歐洲各國へ派遣せられたり

科専務となれり

●醫學士岩田一氏 陸軍二等軍醫たる同氏の今

更に御用有之歐洲各國へ派遣せられたり

- 國分金城氏 從來新發田衛戍病院附のところ 聘せられたり
- 藤岡勝治氏 も先頃金澤病院婦人科醫員を辞し郷里能洲球洲郡木郎村に於て開業せられたり
- 澤田定信氏 と今回函館外科病院長と辞し青森縣青森市公立青森病院外科部長(月俸金百圓)に招聘せられたり
- 森田齊次氏 福井病院醫員たりし同氏は去月金澤病院醫員を命せられ産科婦人科部を勤務せらる
- 大塚正一氏 曩に金澤病院内科第一部醫員たりし同氏は去月其職と辞せられたるが今度上京して東京帝國醫科大學衛生學撰科へ入學せられたり
- 時國良作氏 久しく郷里能洲鳳至郡岩倉村に開業せられざる同氏は去る廿七日金澤病院醫員を命せられ外科第一部を勤務せらる
- 田中吉六氏 は香川縣高松病院醫員を辞し目下同縣檢疫官勤務中なるが本月限り檢疫部廢止に付何れに轉任せらるゝならんと云ふ
- 關屋林之助氏 今度愈々檢疫官を辞し去月十四日歸京して同じく帝國醫科大學衛生學撰科へ入學せられたり
- 橘薫氏 は今般靜岡縣濱松監獄支署醫員を辞し福井縣丹生郡本堂村に歸郷開業せらるゝと云ふ
- 中野玄次氏 と過般金澤病院外科第一部醫員を辞し陸前石卷病院外科部長(月俸六十圓)を招ふ

●白井精一氏 久しく東京永樂病院醫員たりし  
同氏之今回同院を辞し豆洲熱海噓氣館醫員に聘  
せられたりと云ふ  
入場し教官職員其席を就くや、北條校長壇へ進  
み嚴かに五綱の學生心得を朗讀せらるゝ、懇ろに  
本校學生たる可き者の服膺すべき條件を諭告せ

●中川幸庵氏 之白井精一氏の後と承けて今回  
東京永樂病院醫員となられたり依て本會之同氏  
又在京通信員たらんことと依嘱したるよその承  
び登壇せられ五綱の校規を朗讀し、續て本學  
年よき改革せし規定を列舉し、大學豫科學課の

●堀川計二氏逝く 通常會員たる同氏の本年七  
月脚氣の爲め死去せられたり痛悼の至りに堪へ  
ば登校し得べからざる事、禁酒の規定お就てハ  
學生の生活と飲酒との兩立せると能はず、勤學

●學年始業式 六旬の長暇を鬱勃たる精氣  
と剛健なる體質と鍊磨し來りて、茲に新學年第  
一の日、九月十一日は來りぬ、即ち例に  
依り午前八時半を以て本學年始業式と本校倫理  
講堂に擧られたり、第一鈴を以て先づ新入學生  
を以て將來に身を立てんとせらるゝ飲酒の絕對  
的お不利益なり、須らく酒なくして愉快お、酒  
なくして快活ある習慣を養成せざる可からざる  
也。と詢々懇到痛く吾生の猛省を促さされ、終  
るゝ監督教官を設けて學生と督學せしむをの件

を告げられり。次で新任教官三氏を紹介して降壇。中野教授進んで本學年特待生の姓名と報告しりこれを以て式を終ふ。職員席を辞し、衆生散亂するの時、靄然たる和氣一堂に磅礴せるを見る。

右式了りて後各級長と各級生と一室に集め本校規定一冊宛と頒ち新に改正及び増加の條に就き敷衍説明せられたり。

○監督 學生一般の學業と品行を督勵する目的を以て新に監督なるものを設けられ本校教官一同と其任に膺られ醫學部大學豫科各別に其部下の學生若干名宛を分擔監督せらるゝことゝなれり。

○制服 校風の秩序を整然たらしめんが爲め本學年よりは課業を受くる時間ふ於て之如何の事

情を論せず制服着用に非ざれば教室よ入るを得ざることゝなれり。

○禁酒 風絶振肅の一端として本學年より本校學生たるものは校の内外を問はず期會の如何に拘はらず禁酒の規定と遵守とべき約束あるものとなせり、之を關して八月中旬校長の在郷の各學生保證人へ宛て左記の書面と郵送せられたり。

○生徒禁酒に付保證人への通牒。

本校ハ九月以降本校生徒ノ酒ヲ飲ムコトヲ禁セムトス教育ノ事ハ學校ト家庭ト相頼リテ始メテ其功ヲ奏ス可キハ言ヲ待タサル所ニシテ飲酒ノ如キハ概チ校外業務後ノ事ニ屬スレハ殊ニ諸君ノ同心協力ヲ望マサルヲ得ス抑本校ニ來リ學フ者ハ皆必ス志ス所アリ本校

亦教養其力ヲ惜マサルニ從來往々校規ニ觸レ  
學ヲ廢スルモノアリシハ慨歎ニ堪ヘサル所而  
シテ其原因ヲ繹ヌレハ竟ニ酒ニ歸スル者實ニ  
十ニ七八ナリ世或ハ酒ヲ以テ遺囑放懷ノ功ア  
リトシ或ハ以テ俗禮交際ノ要品トスト雖モ人  
各境遇アリ責務アリ此ノ如キコトハ學生ノ要  
トスヘキ所ニアラサルナリ夫ノ學生トシテ世  
ニ立チ人ニ接スル道心神ヲ爽ニシ志氣ヲ壯ニ  
スル術ノ若キハ乃チ別ニ其法アラム  
顧フニ是等ノ事蓋シ皆諸君ノ熟知セラル、所  
畢竟學フ者ト學ハシムル者ト教フル者トハ其  
執ル所異ナレトモ其期スル所ハ一ナリ故ニ教  
養ノ實ヲ舉ケムカ爲ニ施行スル所ノ事ハ即チ  
是レ諸君ノ意ナリトモ謂フヘクコトサラニ喋  
々スルノ要ナシト雖モ生員ノ衆多ナル其中或

ハ飲酒ノ慣習久シキニ亙リ此禁ヲ守ルヲ易カ  
ラストシ蟻穴漸ク高堤ヲ壞リ熾火終ニ廣原ヲ  
燒キテ他日ノ悔ヲナスモノアラムコトヲ恐ル  
是故ニ茲ニ特ニ諸君ニ喋シテ諸君ノ意ヲ督勵  
ニ致サレムコトヲ切望ス

明治三十三年八月 日

第四高等學校長北條時敬

保證人宛

●休學 疾病又ハ其他の事故に依り約一年間休  
學し得ざり規程之本學年度より廢棄せられ更ニ  
左の條項を規定せられり。

疾病に罹り三ヶ月以上引續き修學すること能  
くすと思慮するときは豫め醫師の診斷書を添  
へ保証人連署欠席の許可を願出づべし。

●醫學科卒業試問 は九月十七日より始まり、

十月二十七日を以て終る其日割り如左。

學理試問(筆答の部)

實地試問の部

九月十七日

組織學

十月十六日

甲

乙

丙

丁

戊

全 十九日

病理學

十月十六日

乙

丙

丁

戊

全 廿一日

藥物學

全 十八日

乙

丙

丁

戊

己

全 廿四日

外科學

全 十九日

丙

丁

戊

己

庚

全 廿六日

眼科學

全 二十日

丁

戊

己

庚

辛

全 廿八日

衛生學

全 廿二日

戊

己

庚

辛

壬

十月一日

婦人科學

全 廿三日

己

庚

辛

壬

癸

學理試問(口答の部)

解剖學 病理學 內科學 法醫學 產婦科人學

全 廿五日

辛

壬

癸

甲

乙

十月三日

甲

乙

丙

丁

戊

全 廿六日

壬

癸

甲

乙

丙

全 五日

乙

丙

丁

戊

甲

全 廿七日

癸

甲

乙

丙

丁

全 四日

丙

丁

戊

甲

乙

(備考)

全 十日

丁

戊

甲

乙

丙

一、學理試問は午前第八時より、實地試問之

午前第十時より施行す

一、學理試問口答の受験生と甲乙丙丁戊の五

組に區分し(六名宛)、其區分の方法は席次

による。

一、實地試問の受験生を甲乙丙丁戊己庚辛壬

癸の十組に區分し(三名宛)其區分の方法と

席次による。

一、試験の節に日本紙並に毛筆を用ひ、鉛筆

并にインキ西洋紙等を用ふるとを禁す。

●藥學科卒業試問 と九月十七日より始まり十

月二十七日を以て終はる其日割に左の左し。

九月十七日 植物學

全 十九日 化學

全 廿一日 衛生化學

全 廿四日 裁判化學

九月廿六日 生藥學

全 廿七日 藥局方

十月 一日 調劑術

全 三日 製藥化學

十月七日より全廿七日まで實地試問。

●武道稽古 醫學部臨床講義場に於ける武道稽

古場は此頃新築落成を告げ本學期に毎火曜日劍

道、金曜日柔道及弓術の稽古日と定めたり。

●金澤病院新築案の提出 同院にて今回愈々

新築費約金二十七萬圓の豫算案を其向へ提出し

たりと云ふ。

### ●規則改正數件

●今回學年の始めお當り、本校々則の改正増削

せられたるもの少からず左に之を掲ぐ

### ○督學規程

第一條 本校教育ノ目的ヲ完全ニ達セシムカ爲メ  
各學級ニ級長一名幹生若干名ヲ置キ生徒若干  
名毎ニ監督一名ヲ置ク

監督ハ擔任生徒各自ノ品行學業健康ニ留意シ  
父兄及保證人ト聯絡シテ其本分ヲ保全セシム  
ルコトヲ務ム

第二條 一學級ヲ數組ニ分ツ場合ニ於テハ其組

幹生ハ級長ノ指圖ニ依リ生徒心得ノ實行ヲ誘

數ニ應シ級長ノ數ヲ増スコトアルヘシ

導スルモノトス

監督ノ分擔スヘキ生徒ハ教官會議ニ於テ之ヲ

第五條 級長及幹生ノ任期ハ一學年間トス

定ム

監督ノ擔任期間ハ各生徒ノ在學中トス

第三條 級長ハ教官中ニ就キ校長之ヲ命ス

○生徒服制及服裝規程

監督ハ教官全體其任ニ當ルモノトス

第一條 生徒ノ服制左ノ如シ

但教官ニシテ生徒ノ風紀取締上特別ノ任務

制帽

ニ從事スル者ハ之ヲ除ク

地質 濃紺絨

幹生ハ各學級ノ生徒中ニ就キ級長之ヲ選定ス

前章 金色四稜形

第四條 級長ハ擔任學級生徒ヲ統率シ行狀及勤

眼庇 黑革

惰ニ注意シ兼テ教場内ノ秩序及清潔ヲ保持セ

頤紐 黑革 幅三分 卸 金色露形

シムルコトヲ務ム

橫章 蛇腹組白線 幅二分 四條 間隔各二分



製式 如圖(佛蘭西形)

但夏袴着用ノ時ハ日覆ヲ附ス

制服

衣

地質 濃紺小倉若クハ濃紺絨 ヘル類

卸 金色如圖 徑七分

製式 如圖(背廣形)

袴

地質 濃紺小倉若クハ濃紺絨 ヘル類

製式 如圖

但夏季ニ在テハ夏袴トシテ白雲才若クハ白

小倉ヲ以テ調製ス

外套

地質 濃紺絨

卸 金色如圖 徑八分

製式 如圖(乘馬形)

靴

地質 革又ハ「ズック」

製式 短靴

脚絆

地質 麻織

製式 如圖

第二條 夏袴着用ノ期節ハ其都度之ヲ定ム

第三條 授業若クハ儀式ノ爲メ登校スル時ハ必

ス制帽制服ヲ着用スヘシ

第四條 前條以外ノ場合ニ於テハ校ノ内外ヲ間

ハス必ス制帽ヲ被リ制服若クハ袴ヲ着用スヘ

シ

但夏季ニ在テハ麥藁製帽ニ白線四條ノ横章

及金色四稜形ノ前章ヲ附シ之ヲ着用スルコ

トヲ得

第五條 本規程ハ新入學生徒ニ對シ其年ノ十月

十一日ヨリ適用ス

(圖略ス)

●保証人心得

一 本校生徒各自學費ノ概算別表ノ如シ之ヲ標準

トシテ給與スレハ通常ノ場合ニ於テ略ホ差支

ユル丁ナカルヘシ

但通常ノ學費、特別費等ハ時價ニ依テ多少

ノ増減ハ免レサルヘシ

一 自己ノ實習若クハ參考ニ供スヘキ器械、書籍

等總テ臨時ニ要スル特別費ハ本人又ハ保證人

ノ願ニ依リ其都度學生課ヨリ種類、價格等ヲ

記載シタル證明書ヲ附與スヘシ

一 學資金ヲ本人へ送附スルトキハ本校ニ於テ監

督上參考ノ必要有之ニ付其都度費目、金額等

ヲ本校ニ通報スヘク尙數箇月ヲ取纏メ送附ス

ルトキハ其月額ヲモ通報スヘシ又父兄ノ希望

ニ依リ學資金保管ノ依託ニ應スヘキニ付希望

ノ向ハ其旨申出ツヘシ

從來生徒中往々必要ノ學資ト稱シテ過分ノ金

錢ヲ要求シ自然日常ノ學費ニ餘裕ヲ生スル處

ヨリ品行ヲ紊リ苦學ノ耐忍ヲ失ヒ果テハ校規

ニ觸レ成業ノ途ヲ誤ル者ナシトセス斯ノ如キ

ハ畢竟其監督保護ノ上ニ於テ本校ト保証人ト

ノ連絡ヲ保クサルニ原因スルヲ最モ多シトス

故ニ今後ハ別表豫定ノ學費ハ勿論何等ノ種類

ト雖モ(別表外ノ特別費ハ學生課ノ證明ニ據

リ)總テ送金ヲナスト同時ニ學生課ニ通報シ

以テ一層生徒ノ保護監督ニ便ナラシムルヲ要ス

一 授業料、校友會費、寮費及賄料(寄宿舎ノ分)  
ニ 限り保證人ヨリ直接ニ納附セントスル者ハ  
授業料、校友會費ハ本校庶務課會計係、寮費、  
賄料ハ學生課宛ニテ郵便爲替ヲ以テ金澤市廣  
坂通郵便取扱所拂渡トナシテ振込ムヘシ

○第四高等學校生徒學費像定額表

(明治卅二年七月廿日調)

授業料、校友會費 (一學年間)

| 期    | 納附   | 學科 | 授業料 | 校友會費  | 計      | 納附定日 |
|------|------|----|-----|-------|--------|------|
| 第一學期 | 醫學科  | 九圓 | 五拾錢 | 七圓五拾錢 | 自九月廿四日 |      |
|      | 藥學科  | 七圓 | 五拾錢 | 七圓五拾錢 | 至同卅日   |      |
|      | 大學豫科 | 七圓 | 五拾錢 | 七圓五拾錢 | 全全     |      |

| 計                           | 期學三第                       | 期學二第                       |
|-----------------------------|----------------------------|----------------------------|
| 醫學科廿五圓<br>藥學科貳拾圓<br>大學豫科貳拾圓 | 醫學科八圓<br>藥學科七圓<br>大學豫科七圓   | 醫學科八圓<br>藥學科六圓<br>大學豫科六圓   |
| 當圓五拾錢<br>當圓五拾錢<br>當圓五拾錢     | 當圓五拾錢<br>當圓五拾錢<br>當圓五拾錢    | 當圓五拾錢<br>當圓五拾錢<br>當圓五拾錢    |
| 計六圓五拾錢<br>計七圓五拾錢<br>計七圓五拾錢  | 計八圓五拾錢<br>計七圓五拾錢<br>計七圓五拾錢 | 計八圓五拾錢<br>計六圓五拾錢<br>計六圓五拾錢 |
| 全全全                         | 全全全                        | 全全全                        |
|                             | 自四月廿四日                     | 自一月廿四日                     |
|                             | 至同卅日                       | 至同卅日                       |

通常學費 (一箇月間)

| 費目     | 通學生                           | 寄宿生   |
|--------|-------------------------------|-------|
| 食料     | 上等七圓五拾錢<br>中等六圓五拾錢<br>下等五圓七拾錢 | 四圓八拾錢 |
| 炭油費    | 六圓五拾錢                         | ○     |
| 入浴、理髮費 | 三圓五拾錢                         | 拾貳錢   |

|      |       |       |
|------|-------|-------|
| 筆紙墨費 | 五拾錢   | 五拾錢   |
| 小遣   | 貳圓貳圓  | 貳圓    |
| 寄宿費  | 〇     | 七拾五錢  |
| 計    | 拾圓五拾錢 | 八圓拾七錢 |

備考

本表外行軍費トシテ每學年行軍演習出張者ニ限

リ概テ壹圓内外ノ實費(往復旅費、宿泊料等)ヲ

徴収ス

食料ハ中等ヲ以テ計算ス

小遣ハ被服洗濯賃、修理費靴下手巾等ノ類ヨリ

日常雜具ヲ概算ス

|           |    |    |    |
|-----------|----|----|----|
| 特別費 (被服費) |    |    |    |
| 種類        | 單價 | 種類 | 單價 |

|       |        |       |       |
|-------|--------|-------|-------|
| 制帽    | 八拾七錢   | 夏襦袢袴下 | 九拾三錢  |
| 制衣袴   | 六圓八拾五錢 | 帽     | 日覆七錢  |
| 同夏袴   | 九拾錢    | 麻製脚絆  | 四拾八錢  |
| 外     | 套七圓五拾錢 | 短靴    | 貳圓三拾錢 |
| 冬襦袢袴下 | 壹圓拾五錢  |       |       |

追加

一新入生徒ニ在テハ未タ當地方ノ習俗并ニ校風

等ヲ詳カニセサルカ爲メ往々其方向ヲ誤ル丁

アリ故ニ本校ニ於テモ可成斯ノ如キ不幸ニ立

テ至ラシメサランコトヲ期シ特ニ金澤市ニテ

其父兄ノ許ニ在ラサル者ニ限リ初一學年間ハ

可成本校寄宿舍又ハ指定ノ下宿ニ入ラシメ相

當ノ保護監督ヲ爲スハキニ付保証人ハ左ノ各

項ニ就キ八月廿五日迄ニ學生課へ届出ツヘシ

一 寄宿舎(時習寮)へ入ラント欲スル者ハ入寮希望ノ趣申込ムヘキ事

二 本校ノ指圖ヲ受ケテ下宿所ニ止宿セント欲スル者ハ其旨申出ヘキ事

三 當金澤市ニ親戚又ハ縁故ノ者アリテ之ニ下宿セント欲スル者ハ其親戚縁故ノ種類住所氏名等ヲ届出ツヘキ事

#### ●第四高等學校校友會會則

第一條 本會ノ目的ハ第四高等學校職員生徒一致融和シテ家族の團體ト爲リ徳性ヲ涵養シ學藝ヲ講究シ身體ヲ練磨シ以テ本校ノ校風ヲ發揚シ教育ノ資助ト爲スニ在リ

第二條 本會ハ第四高等學校校友會ト稱ス

第三條 本會會員ハ左ノ二種ヨリ成ル

特別會員 通常會員

特別會員ハ本校職員ヨリ成リ通常會員ハ本校生徒ヨリ成ル

本校ノ卒業生其他本校ニ縁故アル者ハ贊助會員ト爲ルコトヲ得

本會ニ於テ特ニ名譽會員ヲ推戴スルコトアルヘシ

第四條 本會ニ左ノ諸部ヲ置ク

學藝ニ關スル諸部ハ左ノ如シ

十全會 講話部 雜誌部

北辰會 講話部 演說討論部 語學部

雜誌部

運動ニ關スル諸部ハ左ノ如シ

弓術部 劍道部 柔道部 ベトスボール

部 ロンテニス部 フートボール部 遠

足部 漕艇部

第五條 十全會諸部ハ醫學部ニ關係アル會員之

ニ屬シ北辰會諸部ハ大學豫科ニ關係アル會員  
之ニ屬ス

十全會雜誌部ニ於テ十全會雜誌ヲ刊行シ醫學

部關係ノ會員ニ頒テ北辰會雜誌部ニ於テ北辰

會雜誌ヲ刊行シ大學豫科關係ノ會員ニ頒ツ

第六條 本會ニ於テ毎年春秋二季ニ大運動會ヲ

開ク

第七條 會務ヲ整理スル爲メ左ノ役員ヲ置ク

會長一名 副會長一名 理事三名以内 書

記若干名

會長ハ本會ヲ總理シ副會長ハ會長ヲ輔佐シ會

長事故アルキハ之ニ代リ理事ハ會長ノ命ヲ受ケ

會務ヲ掌理シ書記ハ理事ヲ助ケ會務ニ從事ス

第八條 各組ヲ代表スル爲メ左ノ役員ヲ置ク

代議員各組一名

代議員ハ協議會ニ列シ又ハ會長ノ諮詢ニ應ス

第九條 部務ヲ整理スル爲メ各部ニ左ノ役員ヲ

置ク

委員長一名 委員若干名

委員長ハ會長ノ命ヲ受ケ部務ヲ掌理シ委員ハ

委員長ヲ助ケ部務ニ從事ス

委員長ハ各部委員ノ分擔ヲ定ム

委員長ハ各部委員中ニ就キ報告主任ヲ定メ其

部ニ於ケル主要ナル事項ヲ十全會及北辰會ノ

雜誌部ニ報告セシム

委員長ハ會長ノ名ニ於テ賓客ヲ招待スルコト

ヲ得但其氏名若クハ種類ヲ具シ會長ノ認可ヲ

經ルコトヲ要ス

第十條 會長ニハ本校長ヲ推戴シ副會長ニハ醫

學部主事ヲ推戴ス

委員

理事委員長ハ特別會員中ニ就キ會長之ヲ委囑ス

協議會ニ列スヘキ委員ノ數左ノ如シ但其選出方法ハ各部ニ一任ス

書記ハ理事ノ推薦ニ依リ特別會員及通常會員

十全會 講話部二名 雜誌部三名

中ニ就キ會長之ヲ委囑ス

北辰會 講話部演說討論部各一名 語學部

代議員ハ各組ノ互選ニ依リ之ヲ定ム

雜誌部各二名

書記及委員ノ定員ハ理事若クハ委員長ノ申出

漕艇部 三名 其他ノ諸部各一名 計二十

ニ依リ會長之ヲ定ム

一名

第十一條 役員ノ任期ハ一箇年トス

協議會ハ會長之ヲ召集ス但半數以上出席スル

特別會員ヨリ成リタル役員及代議員ノ更任期

ニアラサレハ之ヲ開クコトヲ得ス

ハ毎年九月トシ其他ハ毎年四月トス

會長ハ説明者又ハ員外トシテ他ノ役員ヲ協議

第十二條 本會重大ノ事件ヲ處理スル爲メ協議

會ニ出席セシムルコトヲ得

會ヲ開ク

第十三條 本會一切ノ經費ハ特別會員及通常會

協議會ハ左ノ役員ヲ以テ組織ス

員ニ於テ負擔ス

會長 副會長 理事 委員長 代議員

特別會員ハ會費トシテ相當ノ金額ヲ寄附スヘ

キモノトス

コトヲ得

通常會員ノ會費ハ一箇年金壹圓五拾錢トシ之

毎年度ノ収支決算ハ次年度ノ初ニ於テ雜誌ヲ

ヲ三期ニ分チ每一期金五拾錢宛各學期ノ授業

以テ報告ス

料ト同時ニ納附スヘキモノトス但數期分ヲ前

本會財産ノ保管ハ會長ニ一任ス

納スルコトヲ得

第十五條 本會ノ報告ハ一定ノ場所ニ揭示スル

領収シタル會費ハ如何ナル事情アルモ返附セ

テ以テ正式トス

ス

第十六條 本會則ハ會長ニ於テ改正スルノ必要

第十四條 本會會計年度ハ毎年九月ニ始リ翌年

アリト認ムルトキハ理事ヲシテ改正案ヲ協議

八月ニ終ル

會ニ提出セシメ其協賛ヲ求ム

本會經費豫算ハ每會計年度ノ初ニ於テ理事之

會長ハ本會則規定ノ範圍内ニ於テ規則ヲ定ム

ヲ編成シ協議會ニ提出シテ其協賛ヲ求ム

ルコトヲ得

豫算中ニ豫算全額ノ百分ノ五以上十以内ノ豫

各部ニ於テハ本會則及諸規則規定ノ範圍内ニ

備費ヲ設クルコトヲ要ス

於テ細則ヲ設クルコトヲ得但會長ノ認可ヲ經

豫算殘餘ハ本會ノ資金トス但資金ハ協議會ノ

ルコトヲ要ス

協賛ヲ經テ重要ナル他ノ耐久財産ニ變換スル



◎伯林醫科大學々科目 此學科目表は千八百九十五年伯林大學に於て制定せられたるものにして  
吾人の参考とすべきも乃少なからざるを以て左に之を掲ぐ

|          |          |           |       |
|----------|----------|-----------|-------|
| 無機化學     |          | 第壹學期(冬學期) |       |
| 人體解剖學    | 人體解剖學    | 數學講義      | 人體解剖學 |
| 解剖實習     | 解剖實習     | 氣象學       | 人體解剖學 |
| 解體實習     | 解體實習     | 人類學       | 人體解剖學 |
| 骨學及靱帶學   | 骨學及靱帶學   | 礦物學       | 人體解剖學 |
| 動物學      | 動物學      | 及地質學      | 人體解剖學 |
| 有機化學     |          | 第二學期(夏學期) |       |
| 生理學      | 生理學      | 理論心理學     | 理論心理學 |
| (前期ノ續キ)  | (前期ノ續キ)  | 心理學       | 理論心理學 |
| 顯微鏡實習    | 顯微鏡實習    | 生理學       | 理論心理學 |
| (又ハ第四學期) | (又ハ第四學期) | 生理學       | 理論心理學 |
| 植物學大意    | 植物學大意    | 生理學       | 理論心理學 |

|         |         |         |      |
|---------|---------|---------|------|
| 標本實習    |         | 第三學期(冬) |      |
| 生理學     | 生理學     | 胎生學     | 胎生學  |
| 比較解剖學   | 比較解剖學   | 動物解剖    | 胎生學  |
| 化學實習    | 化學實習    | 植物實習    | 動物解剖 |
| 植物生理    | 植物生理    | 解剖生理    | 植物實習 |
| 特別局部    | 特別局部    | 解剖生理    | 植物實習 |
| 生理學     | 生理學     | 解剖ノ特    | 解剖生理 |
| (前期ノ續キ) | (前期ノ續キ) | 別講義、    | 解剖生理 |
| 顯微鏡實習   | 顯微鏡實習   | 生理化學    | 解剖生理 |
| (又ハ二學期) | (又ハ二學期) | 生理化學    | 解剖生理 |
| 胎生學     | 胎生學     | 生理化學    | 解剖生理 |
| 病理解剖學   | 病理解剖學   | 生理化學    | 解剖生理 |

|          |  |                                                         |                                      |
|----------|--|---------------------------------------------------------|--------------------------------------|
| 第五學期 (冬) |  | 病理總論及療法<br>病理各論及療法<br>外科<br>骨折及脫臼學<br>藥物學及白濁學<br>聽診及折診法 | 毒物學、<br>藥物及毒<br>物實習、<br>梅毒、皮<br>膚病、神 |
| 第六學期 (夏) |  | 理病各論及療法<br>手術學<br>產科<br>內外科臨床講<br>義 (傍聽)                | 經病ノ<br>理論                            |

|                 |  |                                                                                                                                                        |                                                                  |
|-----------------|--|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------|
| 第七期、九學期 (冬、夏、冬) |  | 一、講義<br>婦人科、衛生(第一及第二節)、醫學歷史、眼科、<br>二、<br>內科、外科、產科—婦人科臨床講義、眼科、小兒科、精神病、神經病外來臨床講義(實習)<br>三、<br>病理解剖實習、病理組織實習、衛生實習、產科、外科、眼科實習、<br>種痘實習、<br>喉頭鏡檢査法、<br>綳帶實習 | 梅毒、皮膚病、耳病<br>臨床診斷<br>實習、<br>電氣療法、<br>齒科學、法<br>醫學ノ特<br>別臨床講<br>義、 |
|-----------------|--|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------|

尙獨逸國に於ける學位試問、政府試問等の件に就てと次號を待て譯載するところあるべし

# ●明治三十三年度校友會々費出納決算報告書

本年度収入決算額合計ハ

一、三九四、八三九

支出決算額合計ハ

一、〇八四、一三六

ニシテ差引ハ

三、一〇七、〇〇三

ヲ餘セリ内収入ノ豫算ニ對スル増加

八、八三九

支出ノ豫算ニ對スル殘額

一八、一〇八

春季運動會費寄附金支出殘額

三、五三六

秋季運動會費寄附金支出殘額

三七、五〇〇

ニシテ共ニ翌年度へ繰越スヘキモノナリ其計算ノ基ク所別表ノ如シ

右 報 告 ス

明治三十三年九月二十日

理事 今 井 省 三

校友會長 北條 時 敬 殿

○明治三十三年度第四高等學校校友會費出納決算報告表

収 入 之 部

科 目

原豫算額

流用増減

決算額

差

第一款 校友會費

一、二八、〇〇〇

〇

一、二八、〇〇〇

増 八、八三九

第一項 特別會費寄附

二七、〇〇〇

〇

二七、〇〇〇

〇

● 雜 錄

五十一

| 科 目           | 支 出 の 部 | 原 換 算 額   | 流 用 増 減 | 決 算 額     | 差       |
|---------------|---------|-----------|---------|-----------|---------|
| 第一目 本部職員寄附    |         | 一六八、二五〇   | 〇       | 一六八、二五〇   | 〇       |
| 第二目 醫學部職員寄附   |         | 一〇七、七五〇   | 〇       | 一〇七、七五〇   | 〇       |
| 第二項 通常會員會費    |         | 九四三、〇〇〇   | 〇       | 一、〇二八、〇〇〇 | 増       |
| 第一目 醫學生會費     |         | 二六五、〇〇〇   | 〇       | 三〇七、〇〇〇   | 〇       |
| 第二目 藥學科生會費    |         | 一五、〇〇〇    | 〇       | 二九、〇〇〇    | 〇       |
| 第三目 大學豫科生會費   |         | 六四三、〇〇〇   | 〇       | 六六三、〇〇〇   | 〇       |
| 第三項 雜 収 入     |         | 〇         | 〇       | 二、六三九     | 〇       |
| 第一目 預金利子      |         | 〇         | 〇       | 二、四八九     | 〇       |
| 第二目 雜 収       |         | 〇         | 〇       | 〇、一五〇     | 〇       |
| 第二欸 會員外寄附金    |         | 〇         | 〇       | 八八、二〇〇    | 〇       |
| 第一項 用途、指定、寄附金 |         | 〇         | 〇       | 八八、二〇〇    | 〇       |
| 第一目 春季運動會費寄附  |         | 〇         | 〇       | 四、〇〇〇     | 〇       |
| 第二目 秋季運動會費寄附  |         | 〇         | 〇       | 八四、二〇〇    | 〇       |
| 収入合計          |         | 一、二二八、〇〇〇 | 〇       | 一、三九四、八三九 | 同       |
| 支 出 の 部       |         |           |         |           |         |
| 第一欸 校友會經常費    |         | 一、二四六、七五  | 八、〇〇〇   | 九八五、二四二   | 一六九、四七三 |
| 第一項 十全會費      |         | 一三二、五二五   | 〇       | 一三二、五〇四   | 〇〇一     |
| 第一目 講話部費      |         | 二八、二二五    | 〇       | 二八、二二五    | 〇       |

|     |         |           |   |           |       |   |         |
|-----|---------|-----------|---|-----------|-------|---|---------|
| 第二目 | 雜誌部費    | 10,340    | 0 | 10,340    | 0     | 0 | 10,111  |
| 第二項 | 北辰會費    | 3,001,000 | 0 | 2,012,760 | 0     | 減 | 97,440  |
| 第一目 | 講話部費    | 3,000     | 0 | 0         | 0     | 同 | 3,000   |
| 第二目 | 演說討論部費  | 3,000     | 增 | 3,105     | 0     | 同 | 0       |
| 第三目 | 語學部費    | 15,000    | 減 | 7,151     | 0     | 同 | 7,744   |
| 第四目 | 雜誌部費    | 27,920    | 0 | 1,925,004 | 0     | 同 | 86,694  |
| 第三項 | 弓術部費    | 210,000   | 0 | 1,674     | 0     | 同 | 3,260   |
| 第一目 | 大會費     | 15,000    | 0 | 1,240     | 0     | 同 | 2,560   |
| 第二目 | 獎勵費     | 5,000     | 0 | 4,300     | 0     | 同 | 0,700   |
| 第四項 | 劍術部費    | 210,000   | 0 | 1,7210    | 0     | 同 | 2,780   |
| 第一目 | 大會費     | 10,000    | 增 | 10,100    | 0     | 同 | 0       |
| 第二目 | 獎勵費     | 10,000    | 減 | 7,010     | 0     | 同 | 2,780   |
| 第五項 | 柔道部費    | 210,000   | 0 | 1,993,36  | 0     | 同 | 0,064   |
| 第一目 | 大會費     | 10,000    | 同 | 9,136     | 0     | 同 | 0,064   |
| 第二目 | 獎勵費     | 10,000    | 增 | 10,800    | 0     | 同 | 0       |
| 第六項 | ベースボール費 | 33,000    | 0 | 2,940,6   | 0     | 同 | 2,594   |
| 第七項 | ロンテニス費  | 38,000    | 0 | 3,7,480   | 0     | 同 | 0,520   |
| 第八項 | フットボール費 | 210,000   | 0 | 0,828     | 0     | 同 | 1,9,182 |
| 第九項 | 遠足部費    | 15,000    | 0 | 14,911    | 0     | 同 | 0,089   |
| 第十項 | 漕艇部費    | 330,000   | 增 | 1,36,974  | 8,000 | 同 | 1,036   |

●雜錄

|      |        |         |   |        |         |        |
|------|--------|---------|---|--------|---------|--------|
| 第一目  | 端艇費    | 七五,四八〇  | 增 | 〇,七六〇  | 七六,二四〇  | 〇      |
| 第二目  | 艇庫費    | 一六,五〇〇  | 同 | 一六,九二〇 | 三三,三三四  | 〇,一九六  |
| 第三目  | 耀用材費   | 二〇,〇〇〇  | 〇 | 〇      | 二〇,〇〇〇  | 〇      |
| 第四目  | 雜費     | 一八,〇二〇  | 減 | 九,七〇〇  | 七,四九〇   | 〇,八三〇  |
| 第十一項 | 春季運動會費 | 一〇〇,〇〇〇 | 〇 | 〇      | 一〇〇,〇〇〇 | 〇      |
| 第一目  | 會場費    | 二二,五〇〇  | 增 | 三,八四二  | 二六,三四二  | 〇      |
| 第二目  | 競漕費    | 一〇,〇〇〇  | 減 | 四,九四一  | 五,〇五九   | 〇      |
| 第三目  | 接待費    | 四,〇〇〇   | 〇 | 〇      | 四,〇〇〇   | 〇      |
| 第四目  | 賞品費    | 四七,〇〇〇  | 減 | 〇,二四〇  | 四六,〇〇〇  | 〇      |
| 第五目  | 衛生費    | 二,〇〇〇   | 同 | 〇,八二五  | 一,一七五   | 〇      |
| 第六目  | 雜費     | 一四,五〇〇  | 增 | 二,二六四  | 一六,六六四  | 〇      |
| 第十二項 | 秋季運動會費 | 二〇〇,〇〇〇 | 〇 | 〇      | 二〇六,七三三 | 三三,二六七 |
| 第一目  | 會場費    | 五五,〇〇〇  | 減 | 八,五三〇  | 四一,一六四  | 五,三〇六  |
| 第二目  | 競技費    | 三五,〇〇〇  | 增 | 二,九五四  | 四七,九五四  | 〇      |
| 第三目  | 接待費    | 一七,〇〇〇  | 減 | 一,六〇〇  | 一四,八二七  | 〇,五八三  |
| 第四目  | 賞品費    | 五〇,〇〇〇  | 增 | 〇,三三〇  | 五〇,三六〇  | 〇      |
| 第五目  | 衛生費    | 八,〇〇〇   | 減 | 〇,三六〇  | 七,三三五   | 〇,四一五  |
| 第六目  | 雜費     | 三五,〇〇〇  | 同 | 二,八四四  | 五,二二三   | 二六,九六三 |
| 第十三項 | 會務費    | 二〇,〇〇〇  | 〇 | 〇      | 二〇,七六〇  | 九,二四〇  |
| 第一目  | 器品費    | 八,〇〇〇   | 增 | 二,七六〇  | 一〇,七六〇  | 〇      |

|      |            |         |          |         |   |        |
|------|------------|---------|----------|---------|---|--------|
| 第二目  | 通信運搬費      | 八,000   | 0        | 0       | 減 | 八,000  |
| 第三目  | 雜費         | 四,000   | 二,七六〇    | 0       | 同 | 一,二四〇  |
| 第二款  | 校友會臨時費     | 四,100   | 增 二,七一〇  | 五,七三〇   | 同 | 〇,九八〇  |
| 第一項  | 十全會費       | 1,000   | 0        | 〇,九二〇   | 同 | 〇,〇八〇  |
| 第一目  | 講話部及雜誌部費   | 1,000   | 0        | 〇,九二〇   | 同 | 〇,〇八〇  |
| 第二項  | ロンテニス部費    | 二七,000  | 0        | 一六,100  | 同 | 〇,九〇〇  |
| 第一目  | グラウンド増設費   | 三三,500  | 0        | 二六,500  | 同 | 〇,九〇〇  |
| 第二目  | テット新調費     | 三,500   | 0        | 三,500   | 同 | 0      |
| 第三項  | ベースボール部費   | 三三,000  | 0        | 三三,000  | 同 | 0      |
| 第一目  | 器具新調費      | 三,000   | 0        | 三,000   | 同 | 0      |
| 第四項  | 東宮御慶事紀念植樹費 | 0       | 增 二,七一〇  | 二,七一〇   | 同 | 0      |
| 第一目  | 東宮御慶事紀念植樹費 | 0       | 同 二,七一〇  | 二,七一〇   | 同 | 0      |
| 第三款  | 豫備費        | 三〇,一八五  | 減 一九,七二〇 | 0       | 減 | 一〇,五七五 |
| 第四款  | 用途指定費      | 0       | 0        | 四七,一六四  | 增 | 四七,一六四 |
| 第一項  | 春季運動會費     | 0       | 0        | 〇,四六四   | 同 | 〇,四六四  |
| 第一目  | 競漕會        | 0       | 0        | 〇,四六四   | 同 | 〇,四六四  |
| 第二項  | 秋季運動會費     | 0       | 0        | 四六,七〇〇  | 同 | 四六,七〇〇 |
| 第一目  | 會場費        | 0       | 0        | 八,〇〇〇   | 同 | 八,〇〇〇  |
| 第二目  | 賞品費        | 0       | 0        | 三八,七〇〇  | 同 | 三八,七〇〇 |
| 支出合計 |            | 一二八,〇〇〇 | 0        | 一〇八,四二六 | 減 | 一三,五七四 |

● 三十三年度校友會費豫算決定額

収入合計

一五九,000(一三八,000)

豫算會議は十月十八日及び二十五日の兩日を以て開かれ左の如く決定せられたり

○ 支出ノ部

第一款 校友會經常費

一三九,二四〇(一二六,七二五)

○ 収入ノ部

本年度 (前年度)

第一項 十全會費

三五,二六〇(三二,五五)

第一款 校友會費

一五九,000(一三八,000)

第一目 講話部費

三〇,六〇〇(二八,一一五)

第一項 特別會員寄附

二七,〇〇〇(二七,〇〇〇)

第二目 雜誌部費

三二,〇〇〇(三〇,四〇〇)

第一目 本部職員寄附

一六,五〇〇(一六,三五〇)

第二項 北辰會費

三六,一九四〇(三〇,一〇〇)

第二目 醫學部職員寄附

一〇九,五〇〇(一〇七,七五〇)

第一目 講話部費

三,〇〇〇(三,〇〇〇)

第二項 通常會員會費

一,二八,〇〇〇(九二,〇〇〇)

第二目 演說討論部費

四,〇〇〇(三,〇〇〇)

第一目 醫學科生會費

四〇,五〇〇(二五,〇〇〇)

第三目 語學部費

一三,五〇〇(一五,〇〇〇)

第二目 藥學科生會費

三六,〇〇〇(一五,〇〇〇)

第四目 雜誌部費

三四,二四〇(二七,九〇〇)

第三目 大學豫科生會費

七五,五〇〇(四一,〇〇〇)

第三項 弓術部費

二〇,〇〇〇(二〇,〇〇〇)

第三項 雜收入

一五,〇〇〇

(〇)

第一目 大會費

一五,〇〇〇(一五,〇〇〇)

第一目 預金利子

一五,〇〇〇

(〇)

第二目 獎勵費

五,〇〇〇(五,〇〇〇)



|              |                  |             |                   |
|--------------|------------------|-------------|-------------------|
| 第四項 劔道部費     | 三〇,〇〇〇 (一〇〇,〇〇〇) | 第十一項 春季運動會費 | 一〇〇,〇〇〇 (一〇〇,〇〇〇) |
| 第一目 大會費      | 一〇,〇〇〇 (一〇,〇〇〇)  | 第一目 會場費     | 二六,五〇〇 (二六,五〇〇)   |
| 第二目 獎勵費      | 一〇,〇〇〇 (一〇,〇〇〇)  | 第一節 設場費     | 三,五〇〇 (三,五〇〇)     |
| 第五項 柔道部費     | 三〇,〇〇〇 (一〇〇,〇〇〇) | 第二節 接待費     | 四,〇〇〇 (四,〇〇〇)     |
| 第一目 大會費      | 一〇,〇〇〇 (一〇,〇〇〇)  | 第二目 競漕費     | 五七,〇〇〇 (五七,〇〇〇)   |
| 第二目 獎勵費      | 一〇,〇〇〇 (一〇,〇〇〇)  | 第一節 競漕用品    | 六,〇〇〇 (六,〇〇〇)     |
| 第六項 ヘースボール部費 | 三七,〇〇〇 (三三,〇〇〇)  | 第二節 審判用品    | 一,〇〇〇 (一,〇〇〇)     |
| 第七費 ロンテニス部費  | 四〇,〇〇〇 (三六,〇〇〇)  | 第三節 番組用品    | 三,〇〇〇 (三,〇〇〇)     |
| 第八項 フットボール部費 | 二八,〇〇〇 (三〇,〇〇〇)  | 第四節 賞品      | 四七,〇〇〇 (四七,〇〇〇)   |
| 第九項 遠足部會     | 三〇,〇〇〇 (一五,〇〇〇)  | 第三目 衛生費     | 二,〇〇〇 (二,〇〇〇)     |
| 第十項 漕艇部費     | 二五,七〇〇 (三〇,〇〇〇)  | 第四目 雜費      | 一四,五〇〇 (一四,五〇〇)   |
| 第一目 漕艇費      | 七四,〇〇〇 (五五,四〇〇)  | 第十二項 秋季運動會費 | 二〇〇,〇〇〇 (二〇〇,〇〇〇) |
| 第二目 艇庫費      | 二〇,五〇〇 (一六,五〇〇)  | 第一目 會場費     | 八三,〇〇〇 (七三,〇〇〇)   |
| 第三目 權用材費     | 一〇,〇〇〇 (一〇,〇〇〇)  | 第一節 設場費     | 七〇,〇〇〇 (六〇,〇〇〇)   |
| 第四目 雜費       | 一,〇〇〇 (一八,〇〇〇)   | 第二節 接待費     | 三,〇〇〇 (三,〇〇〇)     |

|                |                 |                   |                  |
|----------------|-----------------|-------------------|------------------|
| 第二目 競技費        | 八八,000 (八五,000) | 第一目 クラウンド修繕費      | 一〇,000 (〇)       |
| 第一節 競技用品       | 二六,000 (二三,000) | 第二目 グラウンド増設費      | 〇 (一三,500)       |
| 第二節 審判用品       | 二,000 (二,000)   | 第三目 ネット新調費        | 〇 (三,500)        |
| 第三節 番組用品       | 一〇,000 (一〇,000) | 第三項 ベースボール部費      | 五,000 (三,000)    |
| 第四節 賞品         | 五〇,000 (五〇,000) | 第一目 器具新調費         | 五,000 (三,000)    |
| 第三目 衛生費        | 八,000 (八,000)   | 第三款 豫備費           | 七,000 (三,一八五)    |
| 第四目 雜費         | 三,000 (三,000)   | 第四款 端艇新造基金        | 五,二六〇 (〇)        |
| 第十三項 會務費       | 一〇,000 (一〇,000) | 支出合計              | 一五九,〇〇〇(一三八,〇〇〇) |
| 第一目 器用品費       | 七,000 (八,000)   |                   |                  |
| 第二目 通信運搬費      | 二,000 (八,000)   | ●校友會役員            |                  |
| 第三目 雜費         | 一,000 (四,000)   | 本學年よ於ける校友會役員之次の如し |                  |
| 第二款 校友會臨時費     | 一八,五〇〇 (四一,〇〇〇) | 會長                | 北條時敬             |
| 第一項 十全會費       | 三,五〇〇 (一,〇〇〇)   | 副會長               | 山碕幹              |
| 第一目 講話部及雜誌部臨時費 | 三,五〇〇 (一,〇〇〇)   | 理事                | 今井省三             |
| 第二項 ロンテニス部費    | 一〇,〇〇〇 (一七,〇〇〇) |                   | 金子治郎             |

書記

三竹 欽五郎

敬治、爪生尹重、渡邊十治、越田信吉、丸

森川 正名

山六郎、鷺山他三郎、須具璋太郎、上野忠、

吉村 政行

新二郎、木下貢、

永山 一昌

藤井 鏡

●北辰會

森 俊

○講話部

山瀬 時吉

委員長 中野嘉作、委員 河合義文、茨木

●十全會

清次郎、西川巖、秋元繁松、野村尙、舟木

○講話部

重次郎、入江繁太郎、岡村金藏、

委員長 木村孝藏、委員 佐々木達、高山

○演說討論部

基重、末近義介、山崎芳太郎、片山正、松

委員長 戶田海市、委員 佐野安啓、高見

田研吉、

之通、藤田俊一郎、坂口重一、

○雜誌部

○語學部

委員長 下平用彩、委員 小川勝陳、村上

委員長 長屋順耳、委員 中俣匡、村上珍

庄太、堤從清、森島彦夫、松田菊治、岡島

休、藤井乙男、中目覺、エミル、ユンケル、

●雜誌錄

田部隆次、村田金太郎、渡邊良法、阿部維

林慶太郎、河合文吉、大橋貞勝、

巖、牛塚虎太郎、原義朝、武田榮太郎、轉

○柔道部

法輪戒淨、澤亮、松井萬綠、乘杉嘉壽、藤

委員長 西田幾多郎、委員 日下庄太郎、

田敏彦、安達欽靖、上野道故、

湯本四郎右衛門、土田久三郎、有馬章三郎、

○雜誌部

山崎駿二、植村富五郎、

委員長 浦井鯉一郎、委員 宮川熊三郎、

○ベースボール部

武笠三、堀維孝、森卷吉、渡邊良法、小島

委員長 蒲原重實、委員 井上集雄、小林

誠造、宮北篤治、上野忠愛、

清次郎、甘利四郎、

○弓術部

○ローンテニス部

委員長 櫻井小平太、委員 宮地彦八郎、

委員長 市村塘、委員湯目隆績、尾倉一英、

宮川爲三、楠正可、早瀬三求、森岡惣太郎、

島津精之助、白井邦吉、

石田収造、小倉彦六、

○フートボール部

○翫道部

委員長 杉森此馬、委員 ダブリュ、エ、ド、

委員長 明石孫太郎、委員 福見常太郎、

ハピランド、福岡喜洋、河原繁、

秦秀穂、石川龍三、長谷川葛、永江直之、

○遠足部

委員長 磯田正謙、委員 吉崎佐次郎、山

瀬時吉、

○漕艇部

委員長 上田計二、委員 中目覺、田中鐵

吉、竹田富次郎、山瀬時吉、辻村耕夫、竹

俣鎌太郎、千代庄三郎、鳥海他郎、中村八

太郎、

●代議員

醫四 米澤 啓

醫三 鈴木重吉

醫二 小林孝一

醫一甲 計見雄藏

醫一乙 小野澤 莊桂

藥三 柏木敬介

藥二 竹俣 鎌太郎

藥一 福田 靜

法三 笠原忠造

文三 駒田定郎

工三 四野宮 豐治

理農三 村 幸長

三ノ三 下田 幸郎

法二甲 森岡 京次郎

法二乙 安達 欽靖

文二 今井 正親

二ノ二甲 森谷 精一

二ノ二乙 稻垣 米門

三ノ二 清水 喜鉄

一ノ一甲 安達 藤市郎

一ノ一乙 辻 米次郎

一ノ一丙 生姜塚 慶星

●雜錄

- 二ノ一甲 森 祐吉 劈頭第一忽然として白布を映りしものは何ぞ。  
 二ノ一乙 中村 秀太郎 嗚呼これ實に吾輩の日頃敬慕して措かず、一度  
 二ノ一丙 大澤 次三郎 其温容偉姿に接せんとして止まざりし獨國に於  
 三ノ一甲 小森 文次郎 ける醫學大家の肖像なりき。雄魁あるもの、温  
 三ノ一乙 内田 斐人 厚なるもの、はた偉然たるもの、毅然たるもの

## ● 第十七回講話會

九月二十六日午後七時より本校無聲堂を開く。

開會お先ちて、金子校友會理事來會の各部委員に本學年の豫算案提出を請求せらる。次で木村講話會委員長演壇に登られ、本日は唯氏が留學中に入る所を撮影したる寫眞を幻燈に映して、面白き談話となさんとの心組なりしも都合ありてこの集合を以て第十七回講話會となすべき旨を述べて、壇を降つて直ち幻燈の映畫に取掛らる、

劈頭第一忽然として白布を映りしものは何ぞ。嗚呼これ實に吾輩の日頃敬慕して措かず、一度其温容偉姿に接せんとして止まざりし獨國に於ける醫學大家の肖像なりき。雄魁あるもの、温厚なるもの、はた偉然たるもの、毅然たるもの金玉混淆、坐るに親しく其眉目に觸れて其聲咳に接するの思ひありき。一畫ハ一畫より愉快にして、風景に、建物に、名所に、風俗も、觀る者をして殆んど應接し違わらざらしめたり。しかも氏は一畫映る毎に、極めて親切な、快活な説明の勞を吝まじ、頗る來會者の満足を得せしめたり。特に吾輩の最も有益に且つ最愉快な感したるは、獨國醫學上計畫の龐大にして、且其萬端の頗る整頓せるを映せるものありき。

八時三十分、霎時映畫を歇めて、留學中も感得

せられたる獨逸觀の一端を述べんとて、氏之徐  
々演壇に上らる。先づ、科學の進歩の言はせもあ  
れ、稍く六十年前始めて鐵道敷設の運と見ざる  
あらず。

獨逸國が商工事業の如何よ長足の進歩をふした  
るが、目下列強の最と自ら任し且人もこれを許  
そ英國をして坐るに寒き心あるに到らしめざる  
國民の精勵の志よ富みたる。獨國人の秩序を重  
者約三百餘名。

### ●在東京會員同窓會記事

せる極めて嚴正して、我國の如き彼に比して實  
に愧づべきものあることより、我國民は毫も  
「オリキナリテート」なく、唯先人の糟粕を舗廢  
回同窓例會の記事を得たれば左お掲ぐ。

じて敢て創作するの志なきこと。自由權利を就  
て、我國民の多く「自由」ある文字と誤解して、  
單に放縱奔逸と以て其本領と心得居ることの抑  
益々會員増多して愈々隆盛に進みつゝあること大  
も誤りたる事みど、彼我と比較して是を擧げ非  
に慶賀すべき現象あり。  
を誹し、滾々滔々として述べらるゝこと頗る富  
昨年八月高安主事歐行に際し、氏の上京を機と

し會を府下王子村扇屋樓上に張り、近縣の同窓 臨まる。

諸氏にも報して臨席を勧め舊新温情、意外の盛況を極めたり。同じ市中にあるも平日は數十の同窓各處に離散して殆んど相見るの日なく、一堂の下胸襟を披

今年ハ木村教授も博士の榮譽を荷はれ、尙又暑暇金澤より出京の人もあふんを慮り盛かる會合をなさんと計畫し、先づ博士其他の上京を期望し書を送りて十全會へ照會す。不幸教授諸氏等遂に一人の出京せらるゝもなく、懷望空しく水泡に歸せしハ當番幹事の最も遺憾とするところとす、而も八月下旬ハ開くべかりし會の少しく遅期せしハ又是か爲なりしなり。氣靄々たる家庭の一團と作る。而も中には開業醫あり、保險醫あり、軍醫あり、學生あり、卓を擁して各特意の談話に耳を傾くるあれば、椽ふよりて不忍の絶景を賞するあり。

午後五時一同卓に就くや、當番幹事蓮村外男起て徐に開會の辭を述べ、且渡孚貞氏の列席を謝し、

九月一日午後三時より不忍池畔清陽樓に於て第八回例會と開く。時や尙夏季休暇に當り、歸郷君が當日同院の學會とあるに差支へ出席せられ又は旅行中の入なきにあらざりしも、遠近會するもの十有六名、宇都宮の渡孚貞君亦來て席ふ念として物品寄贈の爲め寄附金云々金澤發起



者よりの通牒の件も付て發議す。次で渡氏は東に三々五々相携へて歸路に就く。風につれて痛快の言を以て次の如く述べらる。

曰く、向後同窓會開會の都度通報ありたきこと、當日臨會せられたる諸君と次の如し。

曰く、同窓會開會當日の概況となるべく十全會

誌上に掲載せられたきこと、曰く春秋二季大會

を開くこと、等にありき。續ひて幹事久保武起

て渡氏の辭に答ふる處あり、更に同窓會本部を

永樂病院に置くことに定め、(會員の轉任等一切

の消息と本部も通知すること、し)尙又本會の

團結維持を確固にせんが爲め、毎月乃至隔月會

費徴収の事及會則編成の件を議す。

眞面目なる評議は是に於て終を告げり。夫れよ

り談笑乃聲次第に喧しく、前後左右相對して實

に胸襟と披て且談し且飲み、且笑む且食ふ。和

氣靄然、滿堂も溢れ各十二分の歡を尽して西に

東に三々五々相携へて歸路に就く。風につれて響く東台の鐘聲を數ふれば、早や六……七……八！

當日臨會せられたる諸君と次の如し。

村本笹次郎 (駒込避病院在勤)

北 豊吉 (大學衛生學教室)

大西 瀨治 (海軍々醫候補生)

田上 清貞 (醫科大學眼科傍觀室)

山田孝太郎 (全 皮膚病科介補)

笠間 大作 (陸軍二等軍醫)

村田 醇 (全 上)

吉田 幡誠 (醫科大學第二院外科介補)

辻岡 律 (全 皮膚病科介補)

森 亮 (共濟保險會社)

太田 精一 (全 上)

渡 孚貞 (宇都宮ニテ開業)

松原 三郎 (醫科大學精神病學助手)

眼科學及內科學。同上臨床講義

武田 正壽 (海軍々醫候補生)

全 佐々木 達

蓮村 外男 (高等師範學校醫務局)

解剖學及組織學 全 金子 治郎

久保 武 (醫科大學解剖學助手)

法醫學及病理學 全 村上 庄太

●本學年第一學期の學科目及其擔任教官 之次

生理學。衛生學。細菌學全 上田 計二

の如し

○醫學科

化學 囑託講師 高山 基重

外科總論。外科臨床講義

生理學 全 岩田 一

教授 木村 孝藏

動物學及植物學 助教授 堤 從清

內科學及藥物學。內科臨床講義

物理學及獨逸語 全 末近 義介

全 山碯 幹

解剖學 講師 岡田 剛吉

婦人科學。婦人科產科臨床講義

病理學及藥物學 全 森島 彦夫

全 小川 勝陳

○藥學科

外科各論及皮膚病學。外科及皮膚病梅毒病

獨逸語 全 湯目 隆積

學臨床講義

全 下平 用彩

裁判化學。藥品鑑定。衛生化學。定性。定量。分拆及獨逸語。 教授 櫻井小平太

製藥化學。化學及調劑實習

全 高山 基重

局方。生藥學。動物學及植物學

助教授 堤 從清

●新入會員

◎特別會員

本市殿町二十八番地ノ二關口方

本市本多町

本市西馬場町十三番地

◎通常會員

第一高等學校醫學部ヨリ轉學、醫三年

再入學 醫科二年

再入學 全 上

(醫科一年甲組)

德島縣名西郡石井村大字石井三

福井縣今立郡北中山村川島三號并四

東京市芝區神明町二四

埼玉縣北埼玉郡屈巢林二一〇

德島縣坂野郡川内村大字大松二〇

長野縣東筑摩郡東川手村五七 關 宮一

新瀉縣中頸城郡下板倉村大字島田五關 啓次郎

全縣古志郡長岡本町大字千手四一 高島一二三

全縣中頸城郡高田町大字暨春日九齒 溝口美代志

東京市芝區神谷町六 松本 文二

京都市上京區夷川通川端東入秋築町林 篤

東京市牛込區南町一四 江守 武

福井縣大野郡大野町五番七九 橫山與太郎

和歌山縣和歌山市北新地東街六 若尾 隆吉

東京市下谷區徒町二丁目二五 石橋 四郎

長野縣北佐久郡岩村田町 速水 昇

福井縣今立郡上池田村口六八 手塚 泰

廣島縣安藝郡失賀村一〇三 沖 一靜

奈良縣生駒郡々山町鍛冶五番屋敷 淺利 義治

東京市本所區龜澤町二丁目一〇 山田 又一

三重縣河藝郡白子町江島一四七 小掠 正香

兵庫縣加西郡北條町九八 池田恒太郎

福井縣坂井郡長畝村長畝一九 前田 匡俊

大坂府三島郡茨木町三九〇 松村 四郎

石川縣羽咋郡南邑知村字菅原六三 發田 順三

神奈川縣中郡須馬入一九

福山 可藏 新瀉縣佐渡郡北海村大字後尾二三 水谷藤次郎

福島縣伊達郡小島村

前野 七郎 大坂市西區江戶堀下通三丁目二一七 猪子 彦輔

兵庫縣加西郡賀茂村内西劔坂村二

安積 鼎 石川縣鹿島郡七尾町字龜山町一九 池田 菱吉

石川縣石川郡押野村字押野

後藤 義賢 京都府綴喜郡有智郷村字内里七一 長村 義一

枋木縣那須郡荻野町九

井上 慶治 三重縣三重郡楠村北五味塚 武森 秀一

全 縣芳郡清原村大字板戸一三一

坂本 信一 富山縣西礪波津澤町大字津澤村四元 津田 作平

宮城縣宮城郡利府村加瀬九六

阿部 時雄 石川縣鳳至郡阿岸村字白禿四ノ二五 釜口 長助

石川縣金澤市材木町六丁目四六

仙波 昌秋 全縣鹿島郡御祖村字高島二〇六 來間 隆次

全縣全市尻垂坂通二丁目一

小原德太郎 金澤市野町五丁目三七八 金平鐵太郎

德島縣麻植郡川田村九九八

江崎 恒人 富山縣氷見郡阿尾村四九一 安達 整策

岐阜縣不破郡赤坂村

高橋 五藏 群馬縣群馬郡高崎市嘉多町二一 吉田 誠一

長野縣南佐久郡南相木村七二

中島 誠 和歌山縣西牟婁郡大和河村大谷三 吉田 文平

廣島縣双三郡三次町字本町八四六

野村 秀一 佐賀縣東松浦郡唐津町一二七八 濱地藤太郎

石川縣石川郡弓取村字割出八二

高桑勇次郎 新瀉縣刈羽郡田澤村一七 山田 虎一

全縣能美郡福江町字中庄八八二

藤田藤右衛門 金澤市殿町三二ノ二 笹田 順三

福井縣南條郡武生町蓬萊九二

廣場 敦貴 石川縣鳳至郡輪島町字河井五部一八 松下庄太郎

埼玉縣大里郡吉岡村大字万吉六〇

丹羽 玄純 山梨縣北都留郡大原村二三三八 須藤庄太郎

鹿兒島縣川邊郡知覽村

種子田秀吉 大坂府西國東郡朝田村一〇八 河野 隆

新瀉縣刈羽郡柏崎一一六〇

森田 信雄 石川縣河北郡崎田村字忠繩一五 本濃 觀造

石川縣江沼郡月津村月津新六一

山本 幹雄 福井縣坂井郡春江村沖布目一一 岡田 虎介

富山縣水見郡余川村二五五

森 清吉

富山縣中新郡白萩村大字東種村八八土井多四郎

金澤市横安江町七七

淺井 茂雄

愛媛縣北宇和郡宇和島町本町七四 能崎 直

(醫科一年乙組)

新瀉縣中頸城郡上吉川村字河澤五

江村 正也

長崎縣北松浦郡大野村一〇九 村尾 純昌

石川縣河北郡笠野村字笠池夕原六

池野 清政

山形縣東村山郡大郷村成安五五五 近藤 勇記

長野縣小縣郡依田村

中村 惠

岐阜縣安八郡結村字西結二九五 衣斐 甚一

奈良縣宇陀郡神戶村大字野依一〇

中西 吉郎

巖手縣西磐井郡永井村二三八 關 源四郎

島根縣松江府雜賀町五〇四

一宮重之助

宮崎縣西臼杵郡岩戶村岩戶 確井 等

長野縣小縣郡丸子村二四〇

下村義一郎

岐阜縣安八郡大垣町清水四四 淺井 俊介

三重縣阿蘇郡玉垣村大字玉垣

荻野 隆光

東京市下谷區南稻荷町六五 山田伊之助

香川縣仲多度郡多度津町大多度津八五八

三谷彰三郎

德島縣三好郡加茂村五二四 山田 周民

福井縣吉田郡松岡村本十八號四五

中條 俊夫

埼玉縣北足立郡六辻村大字辻六 天野 一磨

三重縣津市大字立町七

伊藤 顯德

三重縣飯高郡松坂町新坐町一一〇一岡 一雄

埼玉縣北埼玉郡羽生村八三

入江富之助

茨城縣真壁郡黒子村大字辻七六 渡邊伸四郎

福島縣大沼郡高田町二七

青木 正枝

長野縣上伊那郡南向村七六 小林 三郎

新瀉縣中頸城郡大湊村上柳町七七

酒井 利勝

東京府北多麻郡狛江村和泉 小町 環

東京市淺草區駒形町

津田直次郎

福岡縣久留米市小頭町一二 三股 梅吉

和歌山縣西牟婁郡三栖村上三栖

富家 久男

全縣朝倉郡中津屋村中牟田四七七 江藤 潤一

愛知縣西春日井郡清水町五七

吉村 一馬

千葉縣君津郡馬來田村一二九六 高橋 八郎

岐阜縣不破郡關原村關ヶ原三四七ノ二

山梨縣中巨摩郡西野村

蘆澤 孝治

伊藤 禮二

岐阜縣武儀郡藍見村橫越三

服部 環

愛知縣名古屋市西新町一丁目一五ノ一

和歌山縣那賀郡安樂川村神田

松山 俊夫

阿部 可一

新瀉縣西頸城郡能生町

大島 義治

東京市麴町區富士見町一丁目一、山根方

金澤市鹽川町一六

伊藤 喬

三井 正道

福島縣安達郡二本松町北條一〇三

林 龍門

山形縣米澤市館山本町六五二〇

吉池 省吾

石川縣出城村成明四一

松尾 等

三重縣一志郡家城村南家城一四四

若林 岱抱

福島縣雙葉郡熊町村熊字下中ノ内一三三

中島 鶴治

全縣員辨郡神田村大字六把野一五

伊藤善之助

宮崎縣東臼杵郡恒富村

四倉 重篤

長野縣上伊奈郡中箕輪村

小原 芳雄

石川縣珠洲郡三崎村寺家郎部一二三庄司

醇吉

新瀉縣古志郡半藏金村一〇一

諸橋 貞作

石川縣鹿島郡相馬村字伊久留一八

柴田 順三

金澤市馬場一番丁四二

藤村 敬一

奈良縣吉野郡下北山村大字池峰二一尾崎

平吉

山形縣

有壁 一雄

石川縣鹿島郡相馬村字伊久留一八

柴田 順三

金澤市仙石町二七

辻 一次

新瀉縣岩船郡平林村平林二〇

內山 隆吉

石川縣鳳至郡鶴巢村谷内一四〇ノ七龜井

權六

富山縣射水郡水戸田大字藤卷三九〇牛塚榮太郎

橋本常次郎

長野縣上高井郡須坂町六〇三

小野澤 莊桂

福井縣遠敷郡瓜生村安賀田一三

森 公平

石川縣羽咋郡河合谷村大田一八四

岡田 剛平

再入學

小泉 永宜

奈良縣宇陀郡松山町拾生一六

久保 襄一郎

再入學

小泉 永宜

金澤市野田寺町五丁目八

疋田 豐作

(藥學科一年)

山口縣大島郡森野村四二〇

山本 重親

大坂市西區江戶堀南通二丁目一三五猪飼

公臣

富山縣富山市東四十物町三五

中田徳次郎

熊本縣熊本市新屋敷三八九

(二年へ進級ス)

築山 秀雄

石川縣鳳至郡穴水村大町

清水 末吉

全河北郡木越村々一

林 京次郎

香川縣仲多度郡六郷村下金倉五

前田 興三

愛知縣名古屋市東田町二九一

山碓内藏三

石川縣鳳至郡輪島街河井一部六二

高森 万次郎

富山縣下新川郡魚津橋場町三八

杉森 久吉

枋木縣足利郡吾妻村村上一二

天海 専次

石川縣鶴來町カ四七

柳 榮太郎

福井縣遠敷郡西津村北鹽屋一四

宮川善五郎

金澤市池田町三番丁五一

大櫛 秀松

全市野町四丁目三〇

藤坂友次郎

群馬縣邑樂郡富永村大字木崎二〇

與島山 忠

福島縣安積郡永盛村字笹川一〇

水野久三郎

全縣双葉郡狩野村立野三九四

長濱 義雄

●退會者

小池 宇一  
緒方

友保 政雄  
久保田 保治  
(死亡) 堀川 計二

●體操法中一二の點を改正

せられんことを請ふの議

此の篇と岡山縣角盤高等小學校醫齋藤勇夫氏が曩より其筋へ差出されたるものにして本年九月三十日發行岡山醫學會雜誌に掲載されたるものなり篇中見るべきものなきに非ざるを以て茲に之を轉載す  
編者

學生おして脊柱の變形お懼らざるもの、今や稀なるに至れりと聞く而して原因と單に机と腰掛との構造及び其兩者の距離(女子に於ては又裁縫)と身體とが適合せざるに在りとのみ斷定せられ余の寡聞を以てすれば他に原因として説明

せられたるもの一もある無し將た亦有らむことを討ぬるの要も無きが如し

余の現行の體操法中一二の點も亦(一)確かに脊柱變形症の一原因なることを信じて疑はざるなき加之(二)人身の解剖學的眞の體勢をして強て自然より變ぜしむるなき乎要するに體操法中一二の點は速に改正せざるべからざる固に急務なりと信ぜ乞ふ次に其次第と論述せむ

第一 生徒をして正肅の姿勢所謂氣を付しと作らしめんとして教科書の曰く

生徒と全體と眞直おして少く前方より傾け兩踵を接着して一線上より置き兩足尖と矩形よりも少しく狭く開きて同様外側に向け頭を正直にし頤を内方に引き眼は前方を直視す臂は自然より垂れ掌を前方より向け小指を股

側み着け胸部より張り腹部を内方に引き兩肩と後に退けて左右高底なく一直線を爲すべし云々而して各種の運動を爲し終りたる時は速に此の姿勢を取るべしと

是れ大に不可なり依て余の次の如く改正せんとを欲す曰く

生徒は全体を眞直にして兩脚の縦軸を鉛直線に沿て一線上に併立し兩足の相對して前方を開くる角度を約三十度を爲し頭と正直にし眼軸を正面より向け肩を后方に引くことよくして臂及手を自然に垂れ指と並べ掌と股の前外面に對接せしむ而して腰を正しく保ち全體を何れにも傾くるをことなく腰の上に据へ以て全身を眞直に伸長するの心得に處す可しと

其理由



一 跣足に之足尖を約矩形に開き両踵を接着して直立せしむるときは膝關節の内側を相重ぬるもの多し特は右膝の微く屈して前方に挺出したるものと多しとて而して實驗上右膝の挺出したる者と全く反對の状態を呈せり是れ動かさへあらざる要約なるが如し今試に両脚の縦軸を鉛直に延長し且肩上に水平線を書けば茲に正角と得可し而して若し一方の軸（右脚若くば左脚）に曲りて短き所出來たりとせば如何ん先づ骨盤の左右の何れにか移動するが故に其角を變して不正とみよ右肩若しくは左肩の低下し脊柱は餘義なく傾き且つ彎らざるを得ざるなり眞お論より証據氣を付けの姿勢を解きて両脚の縦軸を鉛直に併立し兩足と約三十度の角を在らしめ而して体重を兩脚に等分

と支持せしむれば名くる所の脊柱變形症中輕度のものは忽ちにして全く回復し其の高度のものも亦大ひか回復するを見る可し是と理由の第一とす

今我角盤高等小學校生徒七百四十三人よ就て脊柱と膝關節との關係と（立位に於て）擧ぐれば下の如し

男生 計五百九十八人おして内

|            |                  |                 |                  |
|------------|------------------|-----------------|------------------|
| 脊柱の<br>正き者 | 三<br>四<br>七<br>人 | 左右膝の<br>挺出したるもの | 三<br>四<br>七<br>人 |
| 強左彎        | 十人               | 右膝の挺出したるもの      | 七人               |
| 中左彎        | 十一人              | 左膝の挺出したるもの      | 三人               |
| 弱左彎        | 百七人              | 右膝の挺出したるもの      | 十一人              |
| 強右彎        | 三人               | 左膝の挺出したるもの      | 六人               |
| 中右彎        | 二人               | 右膝の挺出したるもの      | 百廿二人             |
|            |                  | 左膝の挺出したるもの      | 二人               |
|            |                  | 右膝の挺出したるもの      | 一人               |
|            |                  | 左膝の挺出したるもの      | 二人               |

弱右彎 七十二人  
左膝の挺出したるもの六十四人  
右膝の挺出したるもの一人  
左右膝に高低あきもの六人

強後屈 無

中後屈 二人  
左右膝に高低あきもの二人

弱後屈 十八人  
左右膝に高低あきもの十七人  
左膝の挺出したるもの一人

強前屈 一人  
左右膝の高低あきもの一人

中前屈 一人  
同前のもの一人

弱前屈 三人  
同前のもの三人

弱左彎 一人  
同前のもの一人

兼後屈 一人  
同前のもの一人

弱左彎 一人  
右膝の挺出したるもの一人

女生 計百九十五人にして内

脊柱の正しき者 九十七人  
左右膝に高低あきもの九十七人

強左彎 無

中左彎 二人  
右膝の挺出したるもの二人

弱左彎 廿二人  
右膝の挺出したるもの二十人  
左膝の挺出したるもの二人

強右彎 一人  
左膝の挺出したるもの一人

中右彎 無

弱右彎 十人  
左膝の挺出したるもの九人  
左右膝の高低あきもの一人

強前屈 無

中前屈 二人  
左右膝に高低あきもの二人

弱前屈 十人  
同前のもの十人

弱左彎 一人  
同前のもの一人

兼後屈 無

備考 脊柱と膝關節の關係は一人毎に再三位置

を更て立たしめ以て検査したり又變形症の着

しからざるものと惣て正の部を算入せり是れ

余が改正案に依りて立たしむれば輕度の症の

概ね回復して正しき脊柱とさればなり若し輕

度の症をも悉く記載したらんよと其の正なる

數は極めて少々あらん

脊柱の屈曲症は罹れるも此の膝の左右高低

なし又男生には前屈少くして後屈多し反之女生に前屈大に多くして後屈と全く無し（以て體操法の身體に及ぼす影響の一斑を見る處し）

一兩踵を接着して直立せしむるときは體重此中心點と踵間の少く前方に落ち來る處し而して此立位に於ては體重と支持せる足下乃面積大と狭く筋骨の幼弱なるものゝ特な疲勞すること速なる處し故を以て本姿勢は長く維持すること難く體位動もすまば所謂易變平均に陥らんとするの傾あり結局脚次で腰に移動を來し最后に脊柱に及ばざる能はざるなり然るも今余が改正案に依りて直立せしむる時は體重は等分お兩脚に負はれ一膝の屈すなき暇なく所謂立脚の地をして鞏固ならしめ人をして能く

長く泰然不動の姿勢を俟たしむるを得べし蓋し自然の立位なればなり之と理由の第二と一兩踵を接着して特に足尖のみを開きて立つ時は兩脚の縦軸の互に内下方より下り膝に至りて相會し以下下腿の外方より旋回す而して膝關節の上下兩面の愈外側は愈大なる壓力を被むる因襲の久き終に膝關節と互に内方より相近き下腿の外旋し足尖は外方に相距るに至らん茲に至りて則ち多少の畸形症成り歩行と營むに醜惡の外觀を呈し或は不便を自覺をべし加之一步の間を觀るに女子に於て足並の内旋して所謂内八字字を踏み出す如きも此れ殆ど全く無きに至りしは賀す可き事なれども之と同時に男子の足並の大に外旋したるは特に注意をべきものゝ一ならん哉

若し夫れ直立したる人身の解剖學的自然的體勢(所謂正肅なる姿勢)に至りては斷して今の氣付けの如きものゝ非るあり突然るに憐むへ

し學生は毎日或る長き時間嚴重に氣と付けの姿勢を爲さざるへからず幼弱なる筋骨何時までか能く襲れざるを得んや固に何事おも習慣し易き子女を驅て強て如是自然より離れたる奇態の姿勢に習はしむるは抑も何ん心ぞや恐くは乘馬術の古法に於て馬を奇形は陥らしめざれば止まざりしと同一の筆法ならんかな之を理由の第三とす

一 全身を眞直にして上体と少く前に傾け胸を前方に張り腹部を内方に引くと云れども之れ甚た困難なる命令なり如之斯くするときと全身の縦軸と腰と於て折れ臂部は一層甚しく后方

お突出して實に珍奇なる姿勢の初とある故此の命令は全く削除せざるへからず之れ理由の四なり

一 頭を眞直にして頤を内方お引くと云れども已お頭を眞直にすれば足る頤を内方に引けば頭は眞直なるを得ざるなり則ち俯首するあり之を理由の第五とす

一 臂を自然に垂れよと命じ忽ちおして掌と前方お向けに指を股の外側に附けよと命す何等の矛盾ぞ豈臂のみ能く自然の位置を保つものならんや而して恰も之れ下腿お於ての如く臂以下を外旋お習としめんとするものなま亦何ん要ある改めて掌は股の前外面に對接せしむへし是れ眞に自然の位置なり理由の六とす

一 命して胸と前方は張り兩肩を后方は引かしむ

れば忽ちにして脊柱后屈症の初期成る矣故に  
此の命令亦た除去せざる可うざるものなり理  
由の七とす

一 女生おは後屈症おし反之前屈の男生お比して  
甚た多數なり是れ男生と同一ある原因お襲い  
るゝ外更に裁縫及び禮式等の場合に於て前方  
俯屈すること多きお起因するなるべし宜しく  
女生は對して之特お體の上部と俯屈せざる様  
姿勢と保たためさるへからず又理由の八とす  
第二、動作と常に右より初めしむること不可あり  
宜く左右同時にう若ましくは寧ろ常お左より始  
めしむることに改正をへし

### 其理由

右利は天性なり坐作進退殆ど全く右を用るは通  
性たり體操法は斯法を應用したる大に當を得と

るものなる可し然れども其の脊柱變形症を構成  
するお與て力あると思量せざるへうらざるを奈  
何ん乞ふ見よ常に右より始むるに於ては右脚の

號令一下直ちに動かんと待ち構ゆる場合多く而  
して左脚の體の多分を負托せられて動作の軸と  
からざる機會多し茲に於て勢ひ右膝と微々屈し  
て左脚よりも前方お挺出するに至る而して右脚  
の挺出したるものは殆んど全く脊柱左彎症は罹  
れること前表の如くかれと是を脊柱變形症中左  
彎症の最大多數なる起因の一として論究する敢  
て過なうさるべし依て余は左右の動作の左右同  
時にか若しくは寧ろ常お左より始むることに改  
正せんことを企望す蓋し左の利かざるも亦天性  
なるを以て左よりするは慣れしむれば終に右と  
の對稱上利鈍先後あく左右庶幾は同等な動作す

ることを得て又左彎症の一原因を除くことを得  
んと信じらるれなり (完)

## ● 巴里に於ける第十三回

## 萬國醫學會概況

同會の八月二日午後二時を以て巴里博覽會の大  
式場よ於て盛んなる開會式を舉行せり裝飾は萬  
端遺憾多かりしも室廣大お過ぎ音樂合奏なふば  
聞ゆべきも一人の演者の聲は響き難し且つ其二  
萬三千人を容るべき場内は僅るに六千人(佛人  
二千三百人、露人八百人、獨逸人六百人)に充た  
ざるの員と數へしのみおれば空席漠として廣く  
甍に不休裁のみならず席割甚だ順當を缺き婦人  
席の遙るお場隅お設けられし爲め彼等と其演者  
の聲の達せざらんことと恐れて愴慄として他の

重席に蹈み入り他隅よりは其傍聽者の一群流れ  
來りて波を打つ等室廣さに過ぎて却て混雜を來  
せしは奇觀なりき

二時半博士ランヌロング氏の總裁として開會と  
告な次て本會議と専ら學術上の論究と旨とし一  
毫も政治に涉らず今や神聖なる學術研究と世界  
各國皆共お之を獎勵して眞理の光を發揚せんこ  
とと勉むるお至るれば各人個々に道を求むる  
と蓋し共同相研究するに如かざること遠し此れ  
今日此會開設を見る所以なりと述へ次て佛國掌  
印官モーニス氏之政府を代表して(大統領ル  
ペー氏伊國へ對し哀悼の意を表し出席なし)式  
辞を述へ次に同會議書記長シヨッフア次お各國  
委員ABCの順に従て式言と陳せ獨逸ベルグマ  
ン氏聲最も大にして壁障爲めお動けり英國より

カステル氏出で塊國ハアルベルト氏と出せり

次はウヰルヒヨ一翁碩學の故を以て高く先づ名譽の壇に登り

「外傷及傳染」なる演題の下に次の如く論述せり。外傷どの外力によりて惹起せられし生活体の損傷を云ひ其直に眼に見得るものを創傷と云ひ見へざるものを打撲と稱せ而して創傷なるものハ既ニ組織の斷裂を意味するものなれば己おこれに異物を受容するの性質を帶ぶべきは明かなり故に其傳染を蒙むるも亦賭易き道理なりとす

然れども打撲と只内部より傳染しうるのみにして外部よりするを得べからむ彼の皮膚、骨膜、筋肉等の損傷あくして直ちに骨髓炎を發し來り中に無數の黴菌を有するが如き如何に

して之と説明すべきや多數の學者は之を以て體內の一部お血中に受容されざる黴菌のこゝに流れ來りて停留するに因するものなりと論じ外科學者ハ此場合に之常に多少の外部損傷の成立ありて來るものなるべしと信ぜり何れも確證なき假説なれば是非を決し難し外傷と傳染との關係を知ること蓋し亦容易なからむ尙時として傳染の外傷お先づものあり或は外傷後長き時を経て其傷部に傳染と起すことあり斯の如き場合に於ては只病歴によりて之を推定するの外なく若し病歴を知りうる能はざるときハ只之と解剖的所見に徴するの外なけん之れ後お余が特殊の例によりて説明せんと欲するところなり而も尙其中は包容せざる、問題として精細なる他覺的研究が能く内部の

損傷の原因を明かしようべきものなるやどの  
疑生じ來ならん余之を答ふるに梅毒性疾患  
の表を所と以てせんと欲す云々

次はバゾロフ氏の演説の第二次總會まで延引す  
ることゝふれり

翌日は各々科を分て總計二十三部の學會を開り  
れたり而して内外科部に於ける人員數價最も多  
くして量は能く神經病學、皮膚病學の報告の價

値に比しうへし而して總計科に與りしもの千四  
百人に過ぎず一科僅りふ六十人の平均を算ふる  
のみ之れ實に參會者の五分の二にしてその多數  
の蓋し學術研鑽を旨とするにあらざして巴里遊  
覽を興とせしや明かなり

學會講演は佛語を以てせるもの多く獨語殊に英  
語等を以てせるもの甚だ少なし是れ聽衆の四分

の三之之を解し得ざるものゝみふればなり故に  
ウ井ルヒヨウ、エワルド、ヒツチヒの諸氏も遂  
に佛語を用ゆるの止を得ざるに至れり一講演は  
常に十五分を限るの約なりしも往々よして演者  
の其外に超越せるものあり而も此際尙時間む値  
せる要説は見はれざるを多しとす各學會之通常  
午前九時お始まり午後二時お終る殊に總會開設  
の日之午後之休止と例とせり

八月六日第二次總會は開られ集るもの六百人羅  
馬のバッエリー氏病のために缺席し聖府のパウ  
ロー氏亦疾の爲めに出席せず氏の實驗的療法ある  
論文之リクエチフ氏によりて朗讀せられたり次  
に英國のサンダーソン氏の最近五十年に於ける

醫學の發達を論じ米國シャコビー氏は合衆國に  
於ける醫師の状態を演へたりしも聽衆の已に其



中途にして三々五々場外に退去し場内寂として  
演者に對して之氣の毒あるほどなりき

此夜「ルキサンブルグ」宮に於て一大宴會の催  
は會するもの六千人其紛乱雜踏一々名狀すべ  
ら不秩序も亦極まれりと云ふぞし然れども餘  
興の盛んなる多く他み比類を見ず舞妓、歌姫、美  
酒、佳肴極めて盡せりランヌロング氏の當夜の  
費に向て私財十萬「フラン」と寄附せりと云ふ

第三回總會は八月九日を以て開かれランヌロン  
グ氏正席に就き右にマドリット醫科大學長カレ  
ヤ氏、左にウ井ルヒヨ一翁相並べりウ井ンナ  
ロフツンル、アルベルト氏の人類及動物の骨の

組立お就ての論述ありたる後モスカウ市より寄  
附せし五千「フラン」を「ノイロン」質見者なる西  
班牙組織學者ラモニヤカール氏お贈らんことを

議定し次みランヌロング氏の會議の組織の困難  
を説き次で本會議の成績と概報し尙萬國會議の

各個人み與ふべき効果を論じ學術自己に取りて  
と一つの本國故郷なるものあることみさを以て  
後來益す萬國會議の盛大ならんことを望む旨を  
述べ次は千九百三年春に於て開かるべき第十四  
回萬國醫會をマドリッド市に於てずべきことを  
決議しランヌロング氏の指定によりカレヤ氏を

同會の總裁を推薦せり次にカレヤ氏は立て簡單  
に謝辭を述べ此に於て巴里萬國醫會は全く終末  
と告げたり（十月十三日發行東京醫事新誌より  
轉載す）

●野田忠廣氏よりの來狀 曩に萬國醫學會への  
隨行員として佛國巴里へ赴かれざる同氏より小  
川教授へ宛て去る八月七日發、九月十七日着の

書狀の大畧左の如し

(前畧)連日の開會おて目下多忙と感じ候、小

生之細菌學部に出席候へ共餘り價值之無之と

感じ候、次乃衛生會之多少興味可有之と相樂

み罷在候、目下は獨乙より殆んど総て來巴、

仲々賑々敷候、本夕當地にて學士會の催し有

之候云々。

又八月十八日發、十月一日着の書狀の大略に曰

く

(前略)昨日おて全く結了仕候故本日當地出發

森島氏と共にストラスゲルグ、ミュンヘンを

經て伯林に入ることと定め候。此回の會にて

は日本委員の総代實吉男爵之開會の祝辭を述

べ、醫學會に脚氣に就て述べられ候、山根

氏の衛生會よて日本の火葬法よ就て、小生の

神戸ペスト侵入の原因お就て演述を試み候。

高安氏の桂氏と共に去る十日頃出發シツイッ

イタリーに向はれ候 (下畧)

●督學規程設定よ付保證人への通知案 以下の

如し

今般本校ニ於テ督學規程ヲ設ケ生徒若干名毎ニ

一名ノ監督教官ヲ置キ擔任生徒ノ品行、學業、健

康等ニ關シテ特ニ注意ヲ加ヘ必要ニ應シテ訓戒

指導ヲ與ヘ學生ノ本分ヲ全ウセシメ岐路ニ陥リ

方向ヲ誤ルガ如キ患ナカラシメントノ趣意ニ基

キ生徒某ノ監督ヲ教官某ニ命シ候ニツキ各位ニ

於テモ篤ト該規程ノ精神ヲ了承セラレタル上常

ニ子弟ノ動靜ニ御注意怠リナク時々監督教官ト

文書ヲ往復シテ家庭ノ事情本人ノ性癖等ヲモ監

督教官ニ通報シ或ハ監督教官ヨリ學校ニ於ケル

本人一切ノ狀況ヲモ承合可被致如此始終内外相  
 連絡シテ益々監督ノ効果ヲ收メ學生ノ本分ヲ堅  
 固ニ保タシメ候様切ニ希望致ス次第ニ御坐候尙  
 ホ學資ノ過剩ナルハ種々ノ弊害ヲ誘起スル一ノ  
 源因ニ有之候ヘハ此邊モ御熟考相成度御希望ニ  
 依リテハ當該教官ニ於テ學資金ノ保管ヲモ取計  
 ラヒ濫費ノ恐レ無之様其費途ノ如何ニモ注意可  
 致候條此段申進候也

獨逸語學雜誌 一號

醫海時報 四六、七九、八九〇、一一三、號

中外醫事新報 四六、七九、八九〇、一一三、號

藥學雜誌 三〇、三三、號

中央醫學會雜誌 三五、號

東北醫學會々報 一六七、號

東京醫事新誌 二五、九六〇、一一三、號

廣島衛生醫事月報 一八、一九、二〇、一、號

明治三十三年十月 日 第四高等學校 二十世紀醫事 一五、六七八九、二、三四、五、號 同 社

●寄贈書目

公衆醫事 四卷五、六、七、八、號 同 社 京都校友會雜誌 二、三、號 同 會

京都醫學會雜誌 一五〇、一三、號 同 社 日本眼科學會雜誌 四卷六、八、七、九、號 同 會

日本醫事週報 二八二、三、四、五、六、七、八、九、二九〇、  
 一、二、三、四、五、六、七、號 同 社 助産之棗 五、五〇、三、號 同 會

醫事新聞 五、六、九、五〇、一、二、三四、號 同 社 胃腸病研究會報 第二卷一冊 同 會

●官 令

醫事會報 一〇二、三號

同 會

軍 醫

助産婦新報 三〇、三二號

同 社

藥劑官

藝備醫事 五〇、五二號

同 社

軍 吏

北越醫會々報 二九號

同 會

前項職員中藥劑官ハ五等病院ニ軍吏ハ三等以

國家醫學會雜誌 一六二號

同 會

下ノ病院ニ置カサルヲ例トス

私立石川縣教育會雜誌 第二、三號

木村教授

第七條中及第九條中「公務ニ起因セサル者」ノ下

増訂 診斷學(醫學士下平用彩纂著)前篇一冊

ニ「又ハ公務ノ爲メ傳染病ニ感染シ手當金ヲ受クル者ヲ」ヲ加フ

下平教授

●文部省令第十一號 (全上)

\* \* \* \* \*

官 令

●敕令第二百九十三號 (官報五千百號所載)

衛戍病院條例中左ノ通改正ス

第三條 衛戍病院ニ左ノ職員ヲ置ク

病院長

第二條 前條ニ依リ教授ヲ受ケントスル外國人

ハ本邦駐在ノ公使若ハ領事ノ委託書ヲ添ヘ當

該帝國大學總長若ハ學校長ニ願出ツベシ

第一條 外國人ニシテ文部省直轄學校ニ於テ其ノ

一般學則ノ規定ニ依ラス所定ノ學科ノ一科若

ハ數科ノ教授ヲ受ケントスル者ハ本邦駐在ノ

公使若ハ領事ノ委託アルモノニ限り特ニ之ヲ

許可スルコアルベシ

第三條 帝國大學總長若ハ學校長ニ於テ前條ノ

出願ヲ受ケタルトキハ相當ノ學力アリト認メ

タル者ニ限り之ヲ許可スベシ但シ學校ノ設備

上差支アル場合ハ此ノ限ニアラス

第四條 外國委託生ニノ學科修了ノ證明書ヲ受

ケントスル者ニハ試驗ノ上之ヲ附與スベシ

第五條 外國委託生ニハ入學檢定料及授業料ヲ

徴収セサルコトヲ得

第六條 帝國大學總長及學校長ハ文部大臣ノ認

可ヲ受ケ本令ニ關シ必要ナル細則ヲ設クルコ

トヲ得

第七條 本令施行ノ際文部省直轄學校ニ現在ス

ル外國人ハ其ノ學科ヲ修了スルニ至ルマデ本

令ノ規定ニ從ラサルコトヲ得

出生)ニシテ出身志願ノ者ハ明治三十年敕令第

三百十四號海軍高等武官補充條例及明治二十九

年海軍省令第貳號海軍少軍醫少藥劑士少軍醫候

補生少藥劑士候補生採用試驗規則並ニ明治三十

三年海軍省令第八號ニ依リ受験ノ場所ヲ添記シ

本年十一月二十日迄ニ海軍省醫務局長ニ出願ス

ベシ

身體檢査及學術試驗ハ本年十二月一日ヨリ左ノ

場所ニ於テ開始ス

東京 京橋區築地水交社内

吳 吳海軍病院内

佐世保 佐世保海軍病院内

明治三十三年八月四日

海軍大臣 山本權兵衛

●海軍省告示第十五號

(官報第五千二百二十七號所載)

海軍少軍醫候補生二十名採用候補醫術開業免狀

ヲ有シ本年十二月ニ於テ年齡滿二十年以上滿二

十八年以下(明治六年ヨリ同十四年一月マデニ

●內務省令第四十一號

(官報第五千五百五十二號所載)

死亡診斷書死體檢案書並死産證書死胎檢案書記

載事項左ノ通り相定ム

明治三十三年九月三日

●官 令

內務大臣 侯爵西鄉從道

廳府縣

第一條 醫師ハ其ノ作爲スヘキ死亡診斷書又ハ

死體檢案書ニ左ノ諸件ヲ記載スベシ

一 死亡者ノ氏名、其職業及其出生ノ年月日

二 病死者ニ在テハ其病名、自殺者ニ在テハ

其手段、自殺以外ノ變死者及中毒者ニ在

テハ其ノ種類

三 發病ノ年月日

四 死亡ノ年月日時及其ノ場所

第二條 醫師及產婆ハ其ノ作爲スヘキ死産證書

又ハ死胎檢案書ニ左ノ諸件ヲ記載スヘシ

一 父ノ氏名、職業私生子ニ在テハ母ノ氏名

職業及父母ノ出生ノ年月日

二 死胎ノ嫡出子庶子私生子別及男女別

三 妊娠ノ月數

四 分娩ノ年月日時及其ノ場所

附則

本令ハ明治三十四年一月一日ヨリ施行ス

●內務省訓令第二十八號(官報五一八三號所載)

明治三十三年十月九日

內務大臣 侯爵西鄉從道

第一 死亡診斷書、死體檢案書

樣式

死亡診斷書(死體檢案書)

一 氏名

二 男女ノ別

三 出生ノ年月日

四 職業死亡者ノ職業  
家計ノ主ナル職業

五 病死、自殺、其他ノ變死、中毒ノ別

六 病名(自殺者ニ在テハ  
自殺以外ノ變死者  
及中毒者ニ在テハ  
變死者自殺者等ニ  
在テハ之ヲ除ク)

七 發病ノ年月日時

八 死亡ノ年月日時

九 死亡ノ場所

右證明(檢案)候也

住所

醫師 何 某印

記載方

一 戸籍上ノ氏名ヲ記スヘシ自殺者變死者等

ニ在テ若シ氏名明カナラサルトキハ不詳ト記スヘシ

二 經久ノ死體ニシテ男女ノ區別明瞭ナラサルトキハ不詳ト記スヘシ

三 自殺者變死者等ニシテ出生ノ年月日明瞭ナラサルトキハ推定年齢何歳ト記シ若シ

推定シ能ハサル場合ニ於テハ不詳ト記スヘシ

四 死亡者家計ノ主働者ナル場合ニ於テハ死亡者ノ職業ノミヲ記シ、死亡者若シ幼者、

老者、婦女等ニシテ一定ノ職業ナキ場合ニ於テハ家計ノ主ナル職業ヲ記シ死亡者

ノ職業無シト記スヘシ又死亡者一定ノ職業アルモ他ニ家計ノ主働者アル場合ニ於テハ死亡者ノ職業ト家計ノ主ナル職業ト

ヲ併記スヘシ

總テ職業名ハ商又ハ工等單一ノ汎稱ニ據ラスシテ何商又何工等成ルヘク細密ニ記

スヘシ

自殺者變死者等ニ在テ其職業明カナラサル場合ニ於テハ不詳ト記スヘシ

病死ナルヤ自殺ナルヤ若クハ自殺以外ノ變死ナルヤノ別ヲ記スヘシ

病死ノ場合ニ於テハ其死因トナリタル病

名ノ外何等ノ事項ヲモ記スヘカラス

同時ニ二種以上ノ疾病ニ侵サレ死亡シタル者ニシテ一ノ原病アリテ他ハ繼發病若クハ貽後病ナルトキハ其原病名ノミヲ記

シ又各種獨立ノ疾病ナルトキハ主トシテ死亡ノ原因トナリタル病名ノミヲ記スヘシ若シ以上ノ區別ヲ爲シ能ハサルトキハ

各種ノ病名ヲ併記スヘシ

全ク病因タル病名ヲ診定シ能ハサルトキハ不詳ト記スヘシ

自殺者ニ在テハ其自殺ノ手段例之ハ縊死刀傷、入水等ノ別ヲ記スヘシ

自殺以外ノ變死者及中毒者ニ在テハ其種類例之ハ溺死、壓死、燒死、他殺、河豚

中毒「アルコール」中毒等ノ別ヲ記スヘシ

様式

七

病死者ニ在テハ死因トナリタル疾死ノ發病年月日ヲ記スヘシ若シ明瞭ナラサルト

キハ推定何年何月何日ト記スヘシ又全ク推定シ能ハサル場合ニ於テハ不詳ト記スヘシ

八

病死、自殺、變死、中毒ニ拘ハラス死亡ノ年月日時ヲ記スヘシ若シ自殺者、變死者等ニ在テ死亡ノ時明瞭ナラサルトキハ推定セル年月日時ヲ記スヘシ此場合ニハ推定ノ二字ヲ冠セシムルヲ要ス

九

死亡ノ場所ハ郡市區町村大字名及番地(番戶、番屋敷)ヲ記スヘシ若シ自殺者、變死者等ニシテ漂著セル死體ナルトキハ其漂著シタル場所ヲ記スヘシ此場合ニハ其下ニ漂著ト記スルヲ要ス

死産證書(死胎檢案書)

|           |                          |
|-----------|--------------------------|
| 一         | 父ノ氏名(私生子ノ場合ニ在テハ母ノ氏名)     |
| 二         | 父ノ出生ノ年月日(私生子ノ場合ニ在テハ之ヲ除ク) |
| 三         | 母ノ出生ノ年月日                 |
| 四         | 父ノ職業(私生子ノ場合ニ在テハ母ノ職業)     |
| 五         | 妊娠ノ月數                    |
| 六         | 分娩ノ年月日時                  |
| 七         | 分娩ノ場所                    |
| 八         | 死胎ノ男女ノ別                  |
| 九         | 死胎ノ嫡出子、庶子、私生子ノ別          |
| 右證明(檢案)候也 | 住所                       |
| 年月日       | 醫師(産婆)何某印                |

記載方

一

死胎ノ嫡出子ナルカ又ハ庶子ナルトキハ其父ノ氏名ヲ記スヘシ若シ私生子ナルトキハ其母ノ氏名ヲ記スヘシ

二

死胎ノ嫡出子ナルカ又ハ庶子ナルトキハ其父ノ出生ノ年月日ヲ記スヘシ

四

死胎ノ嫡出子ナルカ又ハ庶子ナルトキハ其父ノ職業ヲ記スヘシ若シ私生子ナルトキハ其母ノ職業ヲ記スヘシ

第二 死産證書、死胎檢案書



明治三十三年九月三十日

臺灣總督 男爵兒玉源太郎

臺灣總督府製藥所藥品試驗規則

第一條 臺灣藥品取締規則第一條第一項ノ藥品

ハ臺灣總督府製藥所ニ於テ試驗ノ上適合品ニ

限リ検査印紙ヲ貼付ス

第二條 藥品ノ試験ヲ欲スル者ハ其品名數量等

記シタル願書ニ現品ヲ添ヘ直ニ臺灣總督府製

藥所ニ願出スヘシ

第三條 藥品ノ試験ニ關シハ左ノ手數料ヲ徵ス

一 藥品試験 一種 金壹圓

二 検査印紙 一箇 金壹錢

三 告示箋 一葉 金五拾錢

第四條 時日ヲ限リ藥品ノ試験ヲ請フモノハ臺

灣總督府製藥所ノ都合ニ由リ之ヲ許可スルコ

アルベシ此場合ニ於テハ前條第一號試驗手數

料ノ五倍以収内ヲ徵ス

第五條 臺灣總督府製藥所試験ノ藥品ニシテ初

回ノ試験ニ對シ不服アルモノハ再試験ヲ請フ

コトヲ得再試験ノ手數料ハ初回試験手數料ノ五

總テ職業名ハ商又ハ工等單一ノ汎稱ニ據  
ラスシテ何商又ハ何工等成ルヘク細密ニ  
記スヘシ

五 妊娠ノ月數ハ受孕ヨリ分娩ニ至ル妊娠ノ  
經過ニシテ死胎ハ約四週日ヲ一月ト做シ

タル第幾月日ニ該當スルカヲ記スヘシ  
六 分娩ノ年月日時ヲ記スヘシ若シ明瞭ナラ

サルトキハ推定シタル年月日時ヲ記スヘ  
シ此場合ニハ推定ノ二字ヲ冠セシムルヲ  
要ス

七 分娩ノ場所ハ郡市區村大字名及番地(番

戶、番屋敷)ヲ記スヘシ

八 死胎ノ男女孰レニ屬スルカヲ記スヘシ若

シ鬼胎等ニ在テ男女ノ區別ヲ爲シ能ハサ

ル場合ニハ其事由ヲ添テ不詳ト記スヘシ

九 死胎ハ嫡出子ナルカ又ハ庶子ナルカ若ク

ハ私生子ナルカノ別ヲ記スヘシ

●臺灣總督府令第八十二號

臺灣總督府製藥所藥品試驗規則左ノ通相定ム

●官 令

●官 令

倍以內ヲ徵收ス

第六條 內務省所管衛生試驗所又ハ臺灣總督府製藥所ノ封緘シタル藥品ヲ小分ケ等ノ爲メ印紙ノ貼付ヲ請フ者アルキハ更ニ試驗ヲ必要ト認ムルモノ、外單ニ印紙手數料ノミヲ徵收ス

附則

第七條 此規則施行ノ際ニ限リ臺灣總督府製藥所長ハ特ニ第三條第一號ノ手數料ヲ徵收セザルヲ得

第八條 此規則ハ明治三十三年十月十五日ヨリ

施行ス

●內務省告示第百一號

明治三十四年第一回醫術開業試驗並藥劑師試驗舉行ノ地及期日左ノ通定ム

明治三十三年十月十五日

內務大臣 侯爵西郷從道

醫術開業試驗

東京府下東京市 四月五日

大坂府下大坂市 五月三日

長崎縣下長崎市 四月十日

宮城縣下仙臺市 六月三日

長崎市及仙臺市ニ於テハ齒科試驗ヲ舉行セズ

藥劑師試驗

東京府下東京市 六月五日

大坂府下大坂市 五月卅日

●內務省令第四十六號

明治三十三年四月內務省令第十五號牛乳營業取締規則第五條第二號牛乳中ニ移行スベキ毒藥劑藥處方ニ關スル件左ノ通定ム

明治三十三年十月二十日

內務大臣文學博士男爵末松謙澄

第一條 牛乳中ニ移行スベキ毒藥劑藥品目左ノ如シ

石炭酸

安知母溜謨鹽類

砒素及其化合物

銅鹽類

越攝利涅、斯篤利幾尼涅其他

「アルカロイド」及其鹽類

非沃斯草

別刺敦那草

以上ノ藥品ヲ含有スル諸製劑

第二條 獸醫前條ノ毒藥劑藥ヲ處方シタルキハ

其旨ヲ牛乳營業者ニ告知スベシ

第三條 獸醫前條ニ違背シタル者ハ壹圓九拾五

錢以下ノ科料ニ處ス